

社会福祉関係の資格と取得方法

社会福祉士

◇社会福祉士の資格とは

少子・高齢社会を迎える中で、福祉サービスに求められる機能は多様化しています。またサービスの内容も、福祉の分野の枠を超えてリハビリテーションやカウンセリングなどの医療分野や、権利擁護に関する法的分野との密接な提携を必要とするものまで多岐にわたります。社会福祉士は昭和62年、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)により、新しい国家資格として制定されました。

社会福祉士は、地域や社会福祉施設等において、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とあります。

社会福祉士の資格を取得するためには、国家試験に合格することが条件です。現在、福祉の第一線で活躍している多くの人が資格取得を目指しており、今後、福祉のニーズと最適な福祉サービスを結び付ける専門家として、社会福祉の中で中心的な役割を果たしていくこととなります。

◇仕事の内容

社会福祉士の仕事は、ひとことでは「相談・援助」といわれますが、その仕事の範囲は多岐にわたります。対象者や施設・機関に求められる機能、更にはその時々状況に応じた仕事を行うこととなります。

たとえば、施設の指導員や相談員として利用者の生活を支援したり、悩みやストレスの解消といった精神面のサポートなど、本人や家族が抱えるさまざまな問題の解決にあたります。

また、利用者のニーズを把握した上で、本人にあった福祉サービスのプログラムを企画・計画・提供し、必要があれば保健・医療などの関係機関と連携を図るのも重要な仕事です。更には、さまざまな福祉サービスの中から利用者にとって最適なサービスを選定し、それを実際に利用するための援助活動を推進するコーディネーターとしての役割もあります。

◇資格の将来性

社会福祉士になるためには、国家試験に合格しなければなりません。合格率は第34回は31.1%と、かなりの難関ということもありますが、令和4年11月末現在、全国に271,140人、本県には6,816人の登録者がいます。

社会福祉士が求められる職場は、社会福祉施設や地域包括支援センターなどの公的機関、社会福祉協議会、病院、在宅ケアサービスを実施する企業など、活躍の場はますます広がる傾向にあります。

◇社会福祉士が活躍する場

●社会福祉施設の職員として

社会福祉士の求められる職種や職場は多岐にわたります。老人福祉施設や障害者総合支援法に基づく施設等の社会福祉施設では、主に生活相談員として働きます。

●社会福祉協議会の職員として

各都道府県や市区町村に置かれた社会福祉協議会は、地域の社会福祉事業の発展や住民の福祉向上を目指す社会福祉法人です。社会福祉士は社会福祉協議会の職員として、福祉に関する学習会、ボランティアなど地域住民が共に支え合う活動を支援します。

●地域包括支援センターの職員として

介護保険法の改正により、平成18年4月から市町村に設置された地域包括支援センターには、社会福祉士が配置されています(経過措置により、一定の相談実務経験者の場合もある)。

主な業務は、総合相談や権利擁護に関することを担います。

社会福祉士

●公的機関のケースワーカーとして

公務員として働く場合は、都道府県庁、市区役所、町村役場、福祉事務所、児童相談所などでケースワーカーとして活躍することが期待されています。

●医療機関のソーシャルワーカーとして

病院や保健所などの医療機関で、患者や家族の経済面や心理面、虐待対応などの問題の解決に向けて働きかけをする医療ソーシャルワーカー(MSW)は、代表的な職種です。

●教育機関の職員として

教育現場において、家庭や児童に対しスクールソーシャルワーカーとして支援します。

●その他

矯正施設や保護施設、保護観察所、検察庁などで犯罪や非行をした人の社会復帰を支援します。また、独立開業をして、地域の福祉資源として活動しています。

◇社会福祉士になるためには

年に1回実施される社会福祉士の国家試験を受験し、合格しなければなりません。その受験資格を得るには次のようなコースがあります。

●すぐに国家試験を受験できるコース

- ①福祉系大学(4年課程)で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目(以下「指定科目」という。)を履修して卒業した者

●指定科目を履修し、実務経験が必要なコース

- ②福祉系の短期大学・専修学校専門課程・各種学校(3年課程)で指定科目を履修し、厚生労働省の定める施設(以下「指定施設」という。)における実務経験(1年以上)がある者
- ③福祉系の短期大学・専修学校専門課程・各種学校(2年課程)で指定科目を履修し、指定施設における実務経験(2年以上)がある者

社会福祉士県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス
静岡英和学院大学	静岡市	054-261-9322	人間社会学部 コミュニティ福祉学科 4年
静岡福祉大学	焼津市	054-623-7451	社会福祉学部 福祉心理学科 4年
			社会福祉学部 健康福祉学科 4年
聖隷クリストファー大学	浜松市	053-439-1401	社会福祉学部 社会福祉学科 4年
			社会福祉学部 こども教育福祉学科 4年
静岡県立大学短期大学部	静岡市	054-202-2610	社会福祉学科 社会福祉専攻 ※1 2年
静岡福祉医療専門学校	静岡市	054-280-0173	総合福祉学科 ※2 3年

※ 1 卒業後2年以上指定された相談援助業務に従事したのち受験可能

※ 2 卒業後1年以上指定された相談援助業務に従事したのち受験可能

●一般養成施設を卒業するコース

- ④大学(4年)を卒業後、一般養成施設等(1年以上)を卒業した者
- ⑤短期大学(3年課程)を卒業後、指定施設における実務経験(1年以上)を経て一般養成施設等(1年以上)を卒業した者
- ⑥短期大学(2年課程)を卒業後、指定施設における実務経験(2年以上)を経て一般養成施設等(1年以上)を卒業した者
- ⑦指定施設における実務経験(4年以上)を経て一般養成施設等(1年以上)を卒業した者

社会福祉士一般養成施設（大卒等対象）

※詳細は各養成施設へ直接おたずねください。（近隣県のみ掲載）

都道府県	名 称	所 在 地	電 話	課 程
東 京 都	アルファ医療福祉専門学校 社会福祉士通信科一般養成コース	町田市森野1-7-8	0120-168-294	通信 1年6月
	NHK学園 社会福祉士養成課程一般養成科（1年6月コース）	国立市富士見台2-36-2	042-572-3151	通信 1年6月
	NHK学園 社会福祉士養成課程一般養成科（1年コース）	国立市富士見台2-36-2	042-572-3151	通信 1年
	上智社会福祉専門学校 社会福祉士・児童指導員科	千代田区紀尾井町7-1	03-3238-3021	夜間 2年
	東京福祉保育専門学校 社会福祉士養成通信課程	豊島区東池袋4-23-4	03-3987-5611	通信 1年10月
	東京福祉専門学校 社会福祉士一般養成科昼間課程	江戸川区西葛西5-10-32	0120-21-2323	昼間 1年
	東京福祉専門学校 社会福祉士一般養成通信課程	江戸川区西葛西5-10-32	0120-21-2323	通信 1年9月
	日本社会事業大学 通信教育科社会福祉士一般養成課程	清瀬市竹丘3-1-30	042-496-3205	通信 2年
	日本知的障害者福祉協会 社会福祉士養成所（通信課程）	港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6階	03-3438-0466	通信 1年6月
	日本福祉教育専門学校 社会福祉士養成学科	新宿区高田馬場2-16-3	03-3205-1611	昼間 1年
	日本福祉教育専門学校 社会福祉士養成科	新宿区高田馬場2-16-3	03-3205-1611	夜間 1年
	日本福祉教育専門学校 社会福祉士養成通信課程	豊島区高田3-6-15	03-3982-2511	通信 1年6月
	品川区社会福祉協議会 社会福祉士養成コース	品川区西品川1-28-3	03-5498-6368	通信 1年9月
	大原医療秘書福祉保育専門学校 社会福祉学科	千代田区西神田2-4-11	03-3237-8711	夜間 1年
	大原医療秘書福祉保育専門学校 社会福祉士養成通信課程	千代田区西神田2-4-11	03-3237-8711	通信 1年6月
	東京豊島IT医療福祉専門学校 社会福祉学科社会福祉士通信コース	豊島区南池袋2-8-9	0120-846-218	通信 1年7月
	東京未来大学福祉保育専門学校 社会福祉士一般養成通信課程	足立区綾瀬2-30-6	0800-888-1735	通信 1年6月
神奈川県	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校 社会福祉専攻科	茅ヶ崎市南湖一丁目6-11	0467-88-6611	通信 1年6月
	YMCA健康福祉専門学校 社会福祉科（通信制）	厚木市中町4-16-19	046-223-1441	通信 1年10月
愛 知 県	東海医療科学専門学校 社会福祉科（昼間課程）	名古屋市中村区名駅南2-7-2	0120-758-551	昼間 1年
	東海医療科学専門学校 社会福祉科（通信課程）	名古屋市中村区名駅南2-7-2	0120-758-551	通信 1年6月
	保育・介護・ビジネス名古屋専門学校 社会福祉士養成通信課程	名古屋市中区丸の内2-6-4	0120-159-672	通信 1年10月
	日本総合研究所 社会福祉士養成所通信課程	名古屋市中村区則武本通1-38	0800-888-5628	通信 1年6月
	日本福祉大学中央福祉専門学校 社会福祉士科夜間課程	名古屋市中区千代田3-27-11	052-339-0200	夜間 1年
	日本福祉大学中央福祉専門学校 社会福祉士科通信課程	名古屋市中区千代田3-27-11	052-339-0200	通信 1年6月
	名古屋医専 社会福祉学科（夜間）	名古屋市中村区名駅4-27-1	052-582-3000	夜間 1年

●短期養成施設等を卒業するコース

- ⑧福祉系大学（4年課程）で基礎科目を履修し、短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者
- ⑨福祉系短期大学（3年課程）で基礎科目を履修し、指定施設における実務経験（1年以上）を経て短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者
- ⑩福祉系短期大学（2年課程）で基礎科目を履修し、指定施設における実務経験（2年以上）を経て短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者
- ⑪社会福祉主事養成機関（一部を除き2年以上）を卒業し、指定施設における実務経験（2年以上）を経て短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者
- ⑫福祉事務所の査察指導員・老人福祉指導主事、児童相談所の児童福祉司、身体障害者更生相談所等の身体障害者福祉司、知的障害者更生相談所等の知的障害者福祉司であった期間が4年以上あり、短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者

社会福祉士

社会福祉士短期養成施設

※詳細は各養成施設へ直接おたずねください。

(近隣県のみ掲載)

都道府県	名 称	所 在 地	電 話	課 程
東 京 都	東京福祉専門学校 社会福祉士短期養成通信課程	江戸川区西葛西5-10-32	0120-21-2323	通信 9月
	アルファ医療福祉専門学校 社会福祉士通信科（短期養成コース）	町田市森野1-7-8	0120-168-294	通信 9月
	NHK学園 社会福祉士養成課程短期養成科	国立市富士見台2-36-2	042-572-3151	通信 9月
	日本社会事業大学 通信教育科社会福祉士短期養成課程	清瀬市竹丘3-1-30	042-496-3205	通信 9月
神奈川県	全国社会福祉協議会中央福祉学院 社会福祉士短期養成通信課程	三浦郡葉山町上山口1560-44	046-858-1355	通信 9月
愛 知 県	日本総合研究所 社会福祉士養成所 通信課程短期養成コース	名古屋市中村区則武本通1-38	0800-888-5628	通信 9月

◇社会福祉士国家試験科目

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ① 人体の構造と機能及び疾病 | ⑪ 権利擁護と成年後見制度 |
| ② 心理学理論と心理的支援 | ⑫ 社会調査の基礎 |
| ③ 社会理論と社会システム | ⑬ 相談援助の基盤と専門職 |
| ④ 現代社会と福祉 | ⑭ 相談援助の理論と方法 |
| ⑤ 地域福祉の理論と方法 | ⑮ 福祉サービスの組織と経営 |
| ⑥ 福祉行財政と福祉計画 | ⑯ 高齢者に対する支援と介護保険制度 |
| ⑦ 社会保障 | ⑰ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 |
| ⑧ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | ⑱ 就労支援サービス |
| ⑨ 低所得者に対する支援と生活保護制度 | ⑲ 更生保護制度 |
| ⑩ 保健医療サービス | |

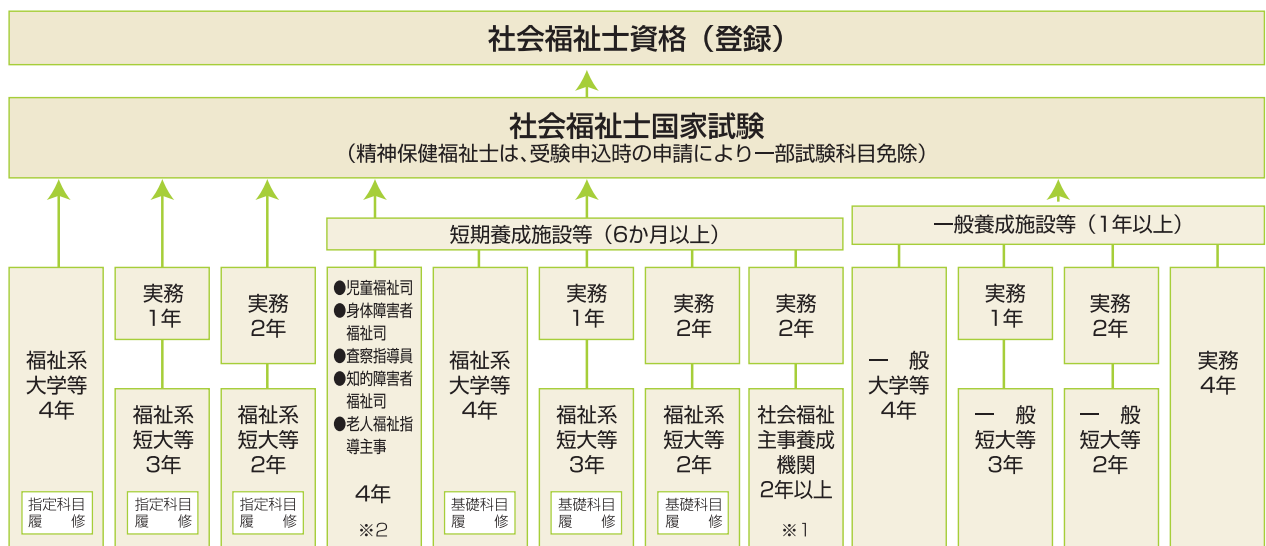
◇試験の実施機関、受験案内の請求先

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 試験室

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOS ビル TEL03-3486-7521

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

◇一般的な資格取得コース



※ 1 社会福祉主事養成機関は、修業年限2年以上の学校が指定されているほか、1年間の通信課程のものが現在2校あります。

※ 2 過去に福祉事務所の査察指導員・老人福祉指導主事・児童相談所の児童福祉司、身体障害者更生相談所等の身体障害者福祉司、知的障害者更生相談所等の知的障害者福祉司であった期間が5年以上ある方で、過去に受験票が交付されている場合でも、短期養成施設等(6か月以上)を修了しなければ受験できません。

◇社会福祉士国家試験を受験するための実務経験

社会福祉士国家試験を受験するための実務経験として認められる指定施設・事業種類、相談援助業務の範囲についての詳細は財団法人社会福祉振興・試験センター(TEL03-3486-7521)へお問い合わせください。

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

介護福祉士

◇介護福祉士の資格とは

急速に進む少子高齢化社会の中で高齢者や障がいのある者(児)の介護や支援は、家庭、制度等だけでは支えきれない状況となっています。この為、日常生活を援助する介護職は、在宅介護や施設における介護の担い手としてますます重要な役割が求められていました。昭和62年には、社会福祉士及び介護福祉士法が施行(*平成19年12月一部改正)され、介護について名称独占の介護福祉士という国家資格が誕生しました。

名称独占の資格として介護福祉士の名称を用いて、「専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者について心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」とされています。

このように介護の専門家として法律でしっかりと位置づけられています。

◇仕事の内容

介護福祉士の仕事は、専門的な介護、支援が必要な利用者(高齢者、障がい者(児)等)における①身体の介護、②生活支援、③個別介護計画書作成や相談、助言を行います。

- ①身体の介護として、食事、排せつ、衣類着脱の介助、入浴や身体の清拭といった身体に関する介護全般、機能訓練の介助、通院への付き添い、健康チェックなどを行います。
- ②生活援助として、病状・体質等に合わせた食事の準備、衣類の洗濯、掃除、整理整頓、衣類の繕い、生活必需品の買い物等、家事全般において必要とされる介護を行います。
- ③介護に関しての個別計画書を作成することや利用者及びその介護者等への相談や助言を行います。

◇資格の将来性

介護現場では、スタッフ全員が介護福祉士の資格を取得している訳ではありません。

しかしながら、介護福祉士は、高齢者、障がい者(児)等の専門的な介護分野の第一線にたつ人材として、ますます需要が増え、社会的評価も期待が高まっています。

今後もより高い介護の質が求められ、介護に対する専門知識を持つ介護福祉士の存在は、非常に重要となっています。現に、雇用条件として、この資格の取得者を積極的に雇用し、資格取得者に対し資格手当を支給する事業所が増えています。この為、介護福祉士の資格を取得したいと考える介護職員は年々増加しています。

◇介護福祉士が活躍する場

介護サービス事業者や障がい支援サービスでの活躍が一般的ですが、訪問介護事業所の場合、サービス提供責任者として勤務することができます。主な就職先は、社会福祉施設(特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・デイサービスセンターなどの老人福祉関連施設、または障害者支援施設などの障害福祉関係施設)、社会福祉協議会などです。

介護福祉士

◇介護福祉士になるためには

●養成校・養成施設を卒業するコース

- (1) 介護福祉士学校又は養成施設(いずれも2年以上)を卒業する
- (2) 福祉系の大学で所定の科目を修めて卒業した後、介護福祉士学校又は養成施設(いずれも1年以上)を卒業する
- (3) 社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士学校又は養成施設(いずれも1年以上)を卒業する
- (4) 保育士養成施設等を卒業した後、介護福祉士学校又は養成施設(いずれも1年以上)を卒業する

県内介護福祉士養成施設

名 称	所在地	電 話	学 科 名	修業年限
静岡福祉大学	焼津市	054-623-7451	社会福祉学部健康福祉学科	4年
聖隷クリストファー大学	浜松市	053-439-1433	社会福祉学部社会福祉学科	4年
静岡県立大学短期大学部	静岡市	054-202-2611	社会福祉学科介護福祉専攻	2年
大原介護福祉専門学校沼津校	沼津市	055-954-5511	介護福祉科	2年
静岡福祉医療専門学校	静岡市	054-280-0173	介護福祉学科	2年
			総合福祉学科	3年
聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校	浜松市	053-439-1400	介護福祉学科	2年
浜松未来総合専門学校	浜松市	053-450-6550	国際介護福祉科	2年

●国家試験を受験するコース

- (1) 介護等の業務に3年以上従事し、国家試験に合格する
- (2) 福祉系の高等学校等で介護福祉士として必要な知識及び技術を修得し、国家試験に合格する

県内福祉系高等学校

名 称	所在地	電 話	学 科 名	修業年限
知徳高等学校	長泉町	055-975-0080	福祉科介護福祉科コース	3年
静岡県立富士宮東高等学校	富士宮市	0544-26-4177	福祉科	3年
静岡女子高等学校	静岡市	054-285-2274	福祉科	3年
静岡県立清流館高等学校	焼津市	054-622-3411	福祉科	3年
静岡県立磐田北高等学校	磐田市	0538-32-2181	福祉科	3年
浜松修学舎高等学校 ※令和4年度から募集停止	浜松市	053-461-7356	福祉科	3年

●介護福祉士養成施設卒業者への経過措置について

2017(平成29)年度から2026(令和8)年度の間に介護福祉士養成施設を卒業した者については、卒業した年度の翌年度から5年間は介護福祉士資格が認められます。

また、次の条件を満たせば、6年目以降も介護福祉士の登録が可能です。

- ・ 国家試験に合格する
 - ・ 卒業した翌年度の4月1日から起算して5年間継続して介護業務に従事する(5年間の従事期間中に経過措置登録が必要)
- ※2027(令和9)年度以降は介護福祉士養成施設を卒業後、国家試験に合格し登録しなければ、介護福祉士資格は得られません。

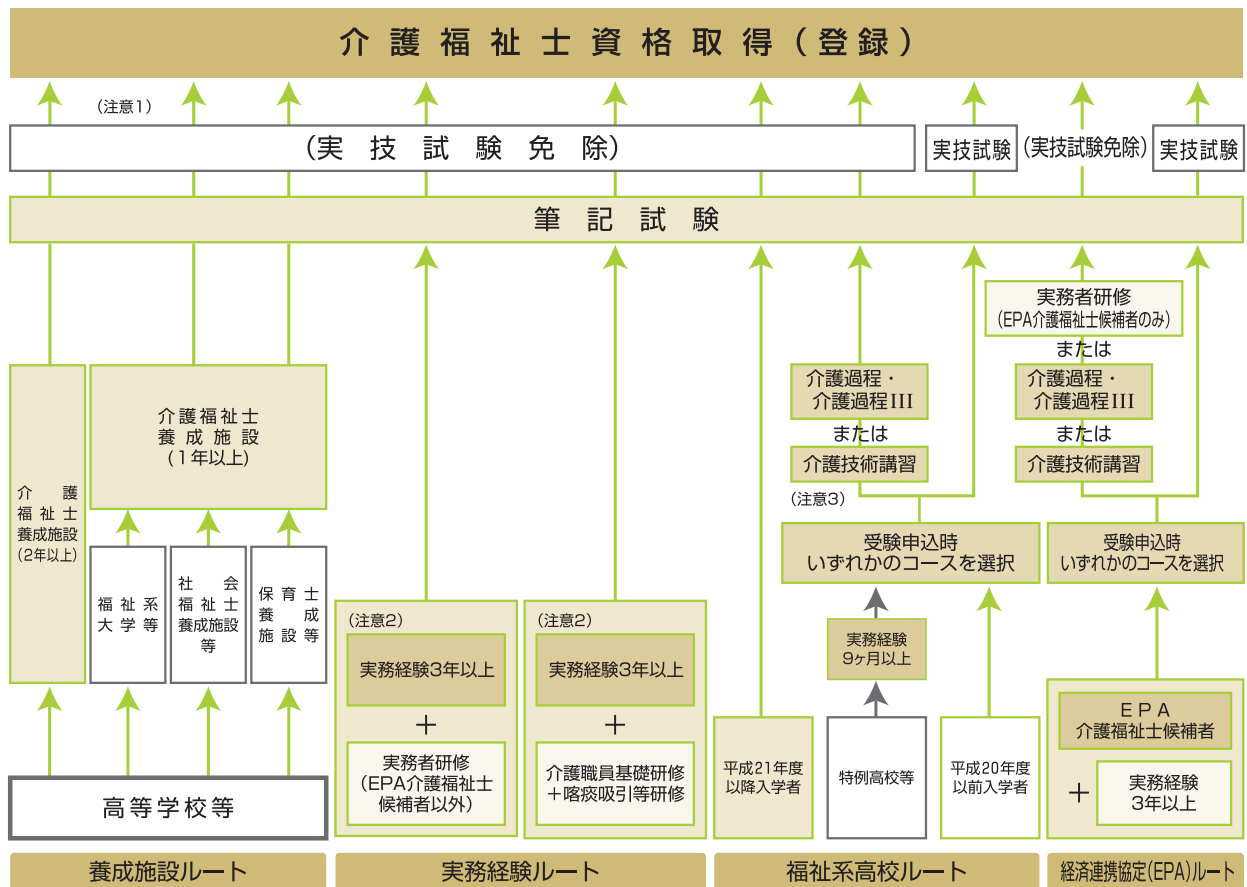
◇介護福祉士国家試験科目

- ①筆記試験 人間の尊厳と自立、介護の基本、人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術、社会の理解、生活支援技術、介護過程、発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ、医療的ケア、総合問題
- ②実技試験 介護等に関する専門的技能

◇試験の実施機関、受験案内の請求先

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 試験室
 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOS ビル TEL03-3486-7521
 ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

◇一般的な資格取得コース



(注意1)「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成29年度(第30回)から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となりました。なお、養成施設を令和8年度末までに卒業する方は、卒業後5年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。令和9年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格することが必要です。

(注意2)実務経験ルートで受験を希望する方は「実務経験3年以上」だけでは受験できません。

(注意3)平成20年度以前に福祉系高等学校(専攻科を含む)に入学し、卒業した方、特例高等学校(専攻科を含む)を卒業し、9ヶ月以上介護等の業務に従事した方が、「実技試験の免除」を申請する場合は、「介護技術講習」、「介護過程」、「介護過程III」のいずれかを修了または履修する必要があります。

介護福祉士国家試験を受験するための実務経験

実務経験による受験（3年以上介護等の業務に従事した方）

<業務従業期間・従事日数>

受験資格となる実務経験で、現に就労した期間・日数は、通算して右の通り必要です。		従業期間 ※	3年(1,095日)以上
		従事日数 ※	540日以上
a	従業期間…実務経験の対象となる施設(事業)及び職種での在職期間(休日等を含む) 従事日数…従業期間内において実際に介護等の業務に従事した日数 (従事日数については、年次有給休暇、特別休暇、出張、研修等により実際に介護業務に従事しなかった日数を除く。) ※一日の勤務時間は問いません。 ※重複した従事日数等の扱い ■同一期間内に複数の事業所等に所属する訪問介護員等が、同じ日に複数の事業所で介護等の業務を行った場合でも、従業期間・従業日数は1日として扱う。 ■同一期間内に複数の事業所等に所属する方は、それぞれの事業所等の「従事日数内訳説明書」(指定様式)が必要となる。		
b	受験申込み時に受験資格を満たしていなくても従業期間・従事日数が上記の日数以上となる見込みの方は「受験資格見込み」として受験できます。		

※受験資格となる従業期間、従事日数、施設・事業、職種の詳細は財団法人社会福祉振興・試験センター(TEL03-3486-7521)へお問い合わせください。 ホームページ: <http://www.sssc.or.jp/>

◇その他 ●静岡県介護福祉士修学資金等貸付制度

① 介護福祉士修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金

養成施設（養成校を卒業するコース）を卒業後、または実務者養成施設（国家試験を受験するコース）で実務者研修を受講後、介護福祉士として登録し、県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与する制度です。

対 象 者	卒業（受講）後、介護福祉士の資格を取得・登録し、県内において介護等の業務に従事しようとする方で次に該当する方	
	① 静岡県内に所在する養成施設に在学する方 ② 静岡県内に居住している方で、通学により県外に所在する養成施設に在学する方	① 静岡県内に所在する所定の実務者養成施設において実務者研修を受講する方 ② 静岡県内に居住し、県外に所在する所定の実務者養成施設において実務者研修を受講する方
貸 付 額	◇月 額 5万円 ◇入学準備金 20万円 ◇就職準備金 20万円 （ただし、2年次以降に貸付を希望する場合は入学準備金の対象となりません） ◇生活費加算（生活保護受給世帯等） （生活保護制度における月額生活扶助基準の居宅（第1類費）に掲げる額以内で、申請時の居住地及び年齢により異なります） ◇国家試験対策費 年 4万円	◇20万円以内 養成施設等に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金その他、参考図書、学用品、交通費等を含む （授業料は、保有資格により異なります）
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）	
貸与期間	正規の修学期間以内	
返還免除	卒業（受講）後、介護福祉士の資格を取得・登録し、1年以内に静岡県内で介護等の業務に従事し、一定期間（※）引き続き従事した場合、返還を免除します。 ※5年以上…全額免除（実務者研修受講は2年以上）、2年以上5年未満（実務者研修受講の場合は1年以上2年未満）…期間に応じ一部を免除	
返 還	卒業（受講）後、静岡県内で介護福祉士として就職しなかった場合や従事期間が2年未満（実務者研修受講の場合は1年未満）の場合は全額を、従事期間2年以上5年未満（実務者研修受講の場合は1年以上2年未満）の場合は一部を返還していただきます。 ① 返還期間 貸与を受けた期間に該当する期間 ② 返還方法 月賦、半年賦の均等払、又は一括払	

※募集・申込方法については、各養成施設に通知しますので、養成施設を通じて申し込んでください。

② 離職した介護人材の再就職準備金

静岡県内で介護職員等として再就職される方（静岡県外に住民登録をしている方でも可）、40万円を上限として再就職のための準備金を貸与する制度です。

対 象 者	次の条件をすべて満たす方 ① 介護福祉士等の資格を有する方 ② 介護職としての実務経験を1年以上有する方 ③ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員として再就職するまでに静岡県社会福祉人材センターに求職登録を行うこと。 ④ 県内の介護事業所・施設に介護職員として就労した方	
貸 付 額	就職準備金として40万円以内（一人一回限り）	
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）	
返還免除	静岡県内で一定期間（※）介護等の業務に従事した場合、返還を免除します。 ※2年以上…全額免除、1年以上2年未満…期間に応じ一部免除	
返 還	従事期間が1年未満の場合は全額を、1年以上2年未満の場合は一部を返還していただきます。 ① 返還期間 貸付を受けた期間（6ヶ月） ② 返還方法 月賦・半年賦の均等払又は一括払	

※詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

③ 障害福祉分野就職支援金

静岡県内で研修終了後障害者福祉職員として就職された方に、20万円を上限として就職のための支援金を貸与する制度です。

対 象 者	次のすべてを満たす方 ① 次のいずれかの研修を受講し修了した方 ・介護職員初任者研修・居宅介護職員初任者研修・障害者居宅介護従事者基礎研修 ・重度訪問介護従事者養成研修（基礎、総合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること） ・同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講すること）・行動援護従事者養成研修 ② 障害福祉サービス事業若しくは施設に就労した方 ③ 障害者福祉職員として週20時間以上勤務する方 ④ 再就職準備金の貸付を受けたことがない方
貸 付 額	就職支援金として20万円以内（一人一回限り）
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
返還免除	静岡県内で障害福祉職員の業務に2年間以上従事した場合、返還を全額免除します。
返 還	従事期間が1年未満の場合は全額を、1年以上2年未満の場合は、一部を返還していただきます。 ① 返還期間 貸与を受けた期間（6か月） ② 返還方法 月賦・半年賦の均等払い又は一括払

※詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

●静岡県福祉系高校修学資金貸付制度

① 福祉系高校修学資金

福祉系高校卒業後、介護福祉士として登録し、県内において介護や福祉等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸与する制度です。

対 象 者	次のすべてを満たす方 ① 静岡県内に所在する福祉系高校に在学する方 ② 卒業（介護福祉士取得）後、静岡県内の介護施設等で介護職員等の業務に従事しようとする方
貸 付 額	・修学準備金3万円（入学年次のみ）・介護実習費3万円（年額） ・介護福祉士国家試験受験対策費用4万円（年額） ・就職準備金20万円（卒業年次のみ※卒業後就職する場合に限る）
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸与期間	正規の修学期間以内
返還免除	福祉系高校を卒業後、介護福祉士資格を取得・登録し、1年以内に静岡県内で介護職員等の業務に従事し、引き続き3年以上従事した場合、返還を全額免除します。
返 還	卒業後、静岡県内で介護職員等の業務に就職しなかった場合や従事期間が3年未満の場合は全額を、従事期間が貸与年数以上である場合は一部を返還していただきます。 ① 返還期間 貸与を受けた期間に該当する期間 ② 返還方法 月賦・半年賦の均等払、又は一括払

※募集・申込方法については各福祉系高校に通知しますので、高校を通じて申し込んでください。
詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

＜介護福祉士修学資金等貸付制度に関するお問い合わせ先＞

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 TEL:054-254-5244

実務者研修

●実務者研修について

認知症高齢者の増加、成年後見・権利擁護への対応など、介護福祉士に新しい役割が求められています。3年の実務経験者に係る介護福祉士の資格取得方法について、実務経験だけでは十分に修得できない知識・技術を身につける必要があるため、実務者研修の受講が義務付けられています。

この実務者研修については、介護職員初任者研修など、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合は、科目単位での修了認定が可能とされています。

実務者研修の科目・時間数及び修了認定科目

教育内容	実務者研修 時 間 数	介 護 職 員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30		○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○	
コミュニケーション技術	20		○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25		○			○	
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45					○	
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20		○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60		○			○	
医療的ケア	50（※）						喀痰吸引等研修
実務者研修受講時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

ホームヘルパー

◆介護員養成研修◆

●ホームヘルパーとは

ホームヘルパーとは、介護保険法に基づく指定訪問介護事業所又は指定介護予防訪問介護事業所において、ホームヘルプサービスの仕事に従事する人のことです。

●仕事の内容

要介護・要支援の高齢者や障がいのある者を訪ね、調理、洗濯、掃除等の家事援助や入浴、排せつ等の身体介護を行い、生活全般にわたる援助をすることが仕事です。限られた時間内に、各家庭でそれぞれ必要な援助をこなすと同時に、計画的な援助や保健・医療など他の機関との連携が行えるよう、利用者の状況を把握することも必要です。

●ホームヘルパーになるためには

ホームヘルパーとして仕事に従事することができるのは、介護福祉士又は介護員養成研修修了者です。

介護員養成研修は、平成25年度からは介護職員初任者研修に統一されました。研修科目及び研修時間は下表のとおりです。県知事の指定を受けた介護員養成研修指定事業者が実施しており、指定事業者及び指定研修の一覧表は県介護保険課のホームページで公開しています。

◇介護職員初任者研修の科目及び時間数

	科 目	時間数		科 目	時間数
1	職務の理解	6時間	6	老化の理解	6時間
2	介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	7	認知症の理解	6時間
3	介護の基本	6時間	8	障害の理解	3時間
4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	9	こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間
5	介護におけるコミュニケーション技術	6時間	10	振り返り	4時間

※上記とは別に筆記試験による修了評価(1時間程度)を実施します。

(合計130時間)

なお、介護員養成研修は、平成24年度までホームヘルパー2級課程、ホームヘルパー1級課程、介護職員基礎研修課程の3種類の研修課程が実施されました。これらの課程を修了した方については、今後は介護職員初任者研修の修了者とみなされ、これまでと変わらずホームヘルパーとして仕事に従事することができます。

◇介護員養成研修各課程の概要

区 分	課程	概 要	対 象 者	時間数
平成25年度から	初任者	介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とした研修	訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者	130時間
平成24年度以前	基 礎	基本的な視点と理念及び基礎的な知識・技術の修得を目的とした研修	今後介護職員として従事しようとする者、若しくは現在の介護職員	500時間
	1 級	主任訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術の修得を目的とした研修	2級課程修了者 (1年以上介護業務に従事)	230時間
	2 級	訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術の修得を目的とした研修	今後訪問介護事業に従事しようとする者	130時間

◇問い合わせ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課(TEL 054-221-2312・3395)

ホームページ: <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-220/kaigo/homehelper/syoninsha.html>

◆居宅介護職員初任者研修等◆

●ホームヘルパー・同行援護従業者・移動介護従業者とは

障がい者(児)のホームヘルパーは、障害者総合支援法の障害福祉サービス事業所において、居宅介護、重度訪問介護、行動援護の障害福祉サービスを提供する方で、介護保険の介護職員初任者研修を修了している方も同様の仕事に従事することができます。

ホームヘルパーは、障がいのある方の自宅を訪問し、掃除、洗濯、買い物などの家事援助や食事、入浴、排せつなどの身体介護に関わるサービスを提供します。

同行援護従業者・移動介護従業者は、視覚に障がいのある方等が外出する際に同行し必要となる安全な誘導、コミュニケーション支援、食事、排せつなどの身体介護などの支援を行います。

●居宅介護職員初任者研修等とは

障がい者(児)のニーズに対応した必要な知識、技能を有する居宅介護従業者の養成を図ることを目的に行われる研修で、厚生労働省が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示538号)の規定に基づき実施されています。

居宅介護職員初任者研修は、介護保険上の介護職員初任者研修とほぼ同様の内容のため、すでに介護保険法の介護職員初任者研修を修了している方は、居宅介護職員初任者研修を改めて受講する必要はありません。(同行援護、全身性障害者(児)の移動介護の業務を除く。)

居宅介護の仕事の種類によって、働くことができる資格要件が決まっていますので、下記の「業務の種類と必要な資格要件」を確認してください。

プログラムには、①居宅介護職員初任者研修課程、②障害者居宅介護従業者基礎研修課程、③同行援護従業者養成研修(一般、応用課程)、④全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、⑤行動援護従業者養成研修課程、⑥重度訪問介護従業者養成研修(基礎、追加、統合、行動障害支援課程)、⑦強度行動障害支援者養成研修(基礎研修、実践研修課程)があり、それぞれ研修時間や内容が異なります。

◇「業務の種類と必要な資格条件」

身体介護・家事援助に従事できる者	同行援護に従事できる者
介護福祉士／障害者(児)居宅介護従業者養成研修1級～3級課程修了者／居宅介護職員初任者研修課程修了者／障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者／介護保険法の訪問介護員養成研修1～3級課程修了者／介護保険上の介護職員初任者研修課程修了者／看護師／准看護師／保健師／家庭奉仕員等講習会修了者(S58年～63年)／「みなし証明書」所有者	同行援護従業者養成研修一般課程修了者／居宅介護従業者の要件を満たす者で実務経験1年以上の者／盲ろう者向け通訳介助員(R6.3.31までの予定)等
移動介護(全身性障害者(児))に従事できる者	行動援護に従事できる者
実施主体である各市町によって異なります。	行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)1年以上の者／介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって実務経験2年以上のもの(R6.3.31までの予定)
重度訪問介護に従事できる者	
介護福祉士／障害者(児)居宅介護従業者養成研修1級～3級課程修了者／居宅介護職員初任者研修課程修了者／障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者／重度訪問介護従業者養成研修修了者／介護保険法の訪問介護員養成研修1級～3級課程修了者／介護保険上の介護職員初任者研修課程修了者／看護師／准看護師／保健師／家庭奉仕員等講習会修了者(S58年～63年)／「みなし証明書」所持者	

障害者総合支援法の施行により訪問系のサービスは、居宅介護(身体介護・家事援助)・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援と、地域生活支援事業のひとつのメニューである移動支援事業となります。

●居宅介護職員初任者研修等を受講するには

静岡県又は静岡県が指定する団体が実施する研修を受講することになります。また、受講期間は居宅介護職員初任者研修課程が8ヶ月以内、障害者居宅介護従業者基礎研修課程が4ヶ月以内、行動援護研修課程、重度訪問介護研修課程が2ヶ月以内等、強度行動障害実践課程が2ヶ月以内、強度行動障害基礎課程が1ヶ月以内となっています。

受講に当たっては、研修の実施形態、実施時期、受講期間、申込方法、会場、受講料など各実施団体に問い合わせて確認することが必要です。

●同行援護従業者養成研修の受講案内

同行援護従業者養成研修については、静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課(TEL 054-221-2366)へお問い合わせください。

サービス管理責任者

◇仕事の内容

- ・個別支援計画の作成に関する業務
- ・利用者に対するアセスメント
- ・利用者との面接
- ・個別支援計画作成に係る会議の運営
- ・利用者家族に対する個別支援計画の説明と交付
- ・個別支援計画の実施状況把握（モニタリング）
- ・定期的なモニタリング結果の記録
- ・個別支援計画の変更（修正）
- ・支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ・サービス提供職員に対する技術的な指導と助言
- ・自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助 等

◇要件

- ・実務経験（3年～8年：業務の内容や資格により異なる）
- ・サービス管理責任者等基礎研修及び実践研修を修了
- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了

◇実務経験、研修の実施については、下記へお問い合わせください

●実務経験

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課（TEL：054-221-2531）、政令市においては静岡市障害者支援推進課（TEL：054-221-1098）、浜松市障害保健福祉課（TEL：053-457-2860）

●研修の実施

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課（TEL：054-221-3599）

サービス提供責任者

◇仕事の内容

- ・訪問事業所のサービスの申し込み等の調整
- ・訪問事業所の個別支援計画の作成
- ・訪問事業所の個別支援計画の説明
- ・サービス提供後の状況把握
- ・従業者に対する技術指導
- ・従業者のサービス内容の管理
- ・介護技術の研鑽
- ・居宅支援事業者等との連携、サービス担当者会議への参加

◇要件

下記のうち、1つ以上の条件を満たしていること

- ・介護福祉士
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・ヘルパー養成研修1級修了者
- ・ヘルパー養成研修2級又は居宅介護職員初任者研修の修了者で、実務経験が3年以上（かつ実働日数540日）の方
- ・実務者研修修了者
- ・看護師、准看護師又は保健師

※同行援護、行動援護は別途実務経験や研修要件があります。

介護支援専門員

(ケアマネジャー)

◇介護支援専門員とは

介護支援専門員は、介護保険制度において居宅介護支援事業所(ケアプラン作成機関)、介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)等に置かなければならない職員で、介護保険法で規定された資格です。

その業務は、「介護を必要とする高齢者等の相談に応じ、その心身の状況にあった適切な介護サービスが利用できるように、市町村、居宅介護支援事業所、介護保険施設等においてケアプランを作成したり、連絡調整を行う」こととされています。

◇介護支援専門員が活躍する場

介護保険制度の居宅介護支援事業所(居宅サービス計画作成に関する業務を担当)、介護保険施設(施設サービス計画作成に関する業務を担当)等

◇介護支援専門員になるためには

次の4つのステップを踏む必要があります。

第 1 ステップ

①及び②の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である。

①医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

②特定施設入居者生活介護の生活相談員、地域密着型特定施設入居者生活介護の生活相談員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の生活相談員、介護老人福祉施設の生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員、介護予防特定施設入居者生活介護の生活相談員、計画相談支援の相談支援専門員、障害児相談支援の相談支援専門員又は生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員が、当該業務に従事した期間。

第 2 ステップ

介護支援専門員実務研修受講試験に合格する

第 3 ステップ

介護支援専門員実務研修を受講する

講義・演習と、各自での介護サービス計画原案の作成実習などを行います。(研修時間 87 時間以上)

第 4 ステップ

県知事による介護支援専門員資格登録及び介護支援専門員証の交付を受ける

なお、この専門員証の有効期間は5年で、更新の際にはあらかじめ所定の研修の修了が必要となります。

◇問い合わせ先

ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-220/kaigo/keamane/top.html>

保 育 士

◇保育士の資格とは

子どもたちの健全な育成を目指す児童福祉の分野を代表する資格が保育士です。戦後間もない昭和22年、児童福祉法が制定され、昭和23年、保母資格が誕生しました。昭和52年には、保父の資格も認められ、保母と同様に保育サービスの担い手として活躍が期待されるようになりました。そして児童福祉法の改正に伴い、平成15年11月29日より保育士資格は国家資格となり、地域の子育ての中核を担う専門職としての保育士の役割はますます重要となっています。

急速に少子化が進行する中、次代を担う子どもや子どもを育てる家庭を社会全体で支える次世代育成支援対策が国の基本施策として位置づけられました。これを受けて従来からの「仕事と子育ての両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」や「地域における子育て支援」などを国を挙げて推進していきます。この施策を実現し、地域社会の期待に応えるために、保育士の活躍は不可欠です。

◇仕事の内容

保育士は、保育所や児童養護施設、障害児施設など、主に児童福祉施設で働いています。保育所で働く保育士は、子どもたちに生活習慣を身につけさせ、心身ともに健全に育つように見守ります。児童養護施設や障害児施設などの児童福祉施設で働く保育士は、子どもたちが社会的に自立できるよう日常生活の指導や援助を行います。

◇資格の将来性

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。従来からの「仕事と子育ての両立支援」だけではなく、すべての子育て家庭に対する支援を積極的に行う仕組みです。この制度改正に伴い保育の専門職である保育士の資格をもった人材は、今後ますます求められていくことになります。

◇保育士が活躍する場

●保育所の保育士として活躍する

保育士の資格をもっている人の多くが、保育所で働いています。乳幼児を預かる保育所は、保育が必要な子どもたちの保護と育成に大きな役割を果たしています。

●母子生活支援施設の保育士として活躍する

母子家庭のための施設が母子生活支援施設です。ここでは、親子に対する生活指導が仕事になります。

●児童厚生施設の保育士として活躍する

児童遊園や児童館などで、地域社会の子どもたちに遊びの指導にあたります。

●児童養護施設の保育士として活躍する

何らかの理由で親元を離れて暮らす子どもたちなどを預かるのが児童養護施設です。保育士は施設の中で子どもたちの生活全般にわたって指導・援助にあたります。

●障害児入所施設の保育士として活躍する

保育士の仕事は、知的障がいのある子どもや医療的ケアが必要な障がいのある子どもたちの日常生活を援助するのが役目です。

●幼保連携型認定こども園で保育教諭として活躍する

幼稚園教諭免許と保育士資格の両方をもっている人は、幼保連携型認定こども園で、保育教諭として子どもの教育及び保育にあたります。

◇保育士になるためには

保育士の資格を取得するためには、大きくわけて次の2つの方法があります。

●養成学校を卒業して取得するコース(国家試験不要)

都道府県知事の指定する指定保育士養成施設(保育課程をもつ)を卒業する

①大学、②短期大学、③専門学校、④保育士養成施設

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
常葉大学	静岡市	054-297-6134	保育学部保育学科4年	160名
静岡大学	静岡市	054-237-1111	教育学部学校教育教員養成課程4年	20名
静岡英和学院大学	静岡市	054-261-9201	人間社会学部コミュニティ福祉学科4年	60名
静岡福祉大学	焼津市	054-623-7451	子ども学部子ども学科4年	70名
静岡産業大学	磐田市	0538-37-0191	経営学部心理経営学科4年	50名
常葉大学	浜松市	053-428-3511	健康プロデュース学部こども健康学科4年	50名
浜松学院大学	浜松市	053-450-7000	子どもコミュニケーション学科4年	100名
聖隷クリストファー大学	浜松市	053-439-1400	社会福祉学部こども教育福祉学科4年	40名
静岡県立大学短期大学部	静岡市	054-202-2600	社会福祉学科社会福祉専攻2年・こども学科2年	50名
常葉大学短期大学部	静岡市	054-297-6134	保育科2年	150名
浜松学院大学短期大学部	浜松市	053-473-6100	幼児教育科2年	140名
静岡福祉医療専門学校	静岡市	054-280-0173	子ども心理学科3年	40名
静岡こども福祉専門学校	磐田市	0538-37-1100	こども未来学科2年	40名
東海こども専門学校	浜松市	053-413-2006	こども学科2年	40名
浜松未来総合専門学校	浜松市	0120-731-139	未来こども科3年	40名
※ 沼津情報・ビジネス専門学校	沼津市	0120-200-402	こども医療保育科3年	20名
※ 静岡産業技術専門学校	静岡市	0120-618-255	こども保育科3年	20名

※ 保育士養成施設としての指定は、併修している近畿大学九州短期大学教育通信部(福岡県管轄)に対してなされている。

●保育士試験を受験するコース

(以下の受験資格を満たし、試験に合格する)

- ⑤ 短期大学を卒業した者又はそれと同等以上の者
(卒業見込みの者も含む)
- ⑥ 高等学校を卒業した後、児童福祉施設等において2年以上かつ2,880時間以上児童の保護に従事した者
- ⑦ 平成8年3月31日以前に高等学校の保育科を卒業した者
- ⑧ 平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者
- ⑨ 児童福祉施設において5年以上児童の保護に従事した者
* その他にも受験資格が認められる場合がありますので、詳細については保育士試験事務センターにお問い合わせください。

◇保育士試験科目

筆記試験／保育原理、教育原理及び社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論
実技試験／保育実習実技(音楽、造形、言語に関する技術のうち2分野を選択する。)

◇一般的な資格取得コース

●保育士登録や保育士証についての問い合わせ先

都道府県知事委託 保育士登録機関

登録事務処理センター

(社会福祉法人 日本保育協会)

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2
TEL 03-3262-1080

◇問い合わせ先

一般社団法人

全国保育士養成協議会保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田 3-19-10

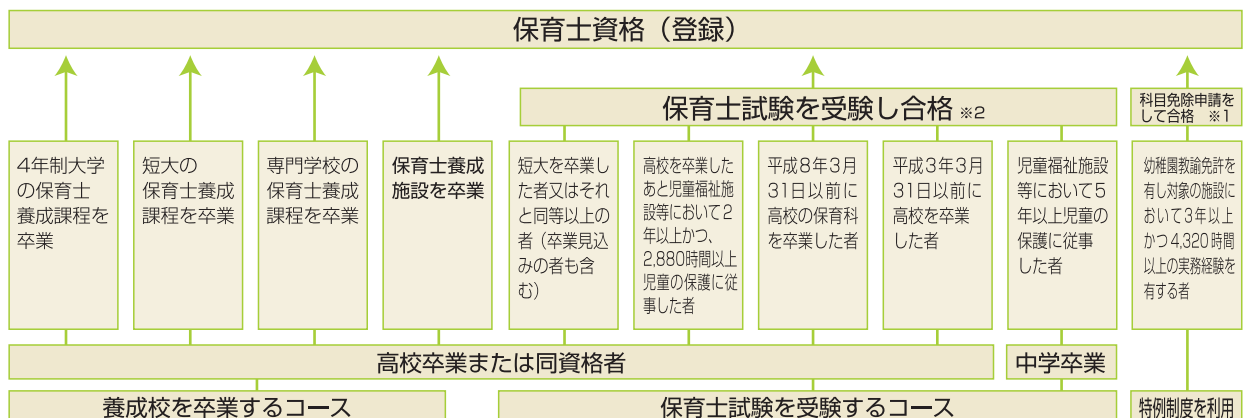
TEL 0120-4194-82

ホームページ <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

静岡県健康福祉部こども未来局 こども未来課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2928



※1 指定保育士養成施設における「学び」を行うことにより該当の試験科目が免除される。

※2 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格をお持ちの方は、免除申請をすることにより、一部の科目が免除される。

◇その他 ●静岡県保育士修学資金等貸付制度（令和5年度以降の貸付実施は未定）

① 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設を卒業後、保育士として登録し、県内の児童の保護等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸与する制度です。

対 象 者	卒業後、静岡県内において5年以上「児童の保護等」に従事しようとする方 ① 静岡県内に住所を有している方 ② 静岡県内に所在する養成施設に在学する方 ③ 静岡県外の養成施設に在学しているが、卒業後県内の指定施設で働く意思がある方
貸 付 額	月額 5万円（最大2年間貸付）、入学準備金 20万円、就職準備金 20万円
利 子	無利子（ただし、修学資金返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
返還免除	養成施設を卒業した日から1年以内に、保育士登録を行い、静岡県内の指定施設において5年間継続して児童の保護等に従事した場合は、返還を全額免除します。 ※上記の条件を満たさない場合でも、貸与を受けた期間以上かつ2年間以上引き続いて児童の保護等に従事した場合は、一部免除を受けられる場合があります。
返 還	卒業後、静岡県内で児童の保護等に従事しなかった場合や従事期間が5年未満の場合などは修学資金を返還することになります。 ① 返還期間は貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（4年以内）。 ② 返還方法は、月賦、半年賦の均等払又は一括払

※募集・申込方法については、各養成施設に通知しますので、養成施設を通じて申し込んでください。

② 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士で、保育所等に新たに勤務することが決定している、もしくは産休又は育休から復帰する方に保育料の一部を貸付する制度です。

対 象 者	未就学児を持ち、次の条件をすべて満たす保育士の方 ① 子どもが保育所等を利用することが決まっている方 ② 保育所等に新たに勤務することが決定している、もしくは産休又は育休から復帰する方 ③ 保育士として週20時間以上勤務し、2年以上継続して県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思を有する方
貸 付 額	保育料の半額（月額2万7千円以内）
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸与期間	1年間を限度とする。
返還免除	静岡県内の保育所等において、2年間継続して児童の保護等に従事した場合は、返還を全額免除します。
返 還	① 返還期間は2年以内（貸付期間の2倍に相当する期間） ② 返還方法は、月賦、半年賦の均等払又は一括払

※内容は変更となる場合があります。
詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

③ 就職準備金貸付事業

保育士資格を有しているが保育士として勤務していない方又は勤務経験のない方に、就職のための準備に必要な費用を貸付する制度です。

対 象 者	次の条件をすべて満たす保育士の方 ① 保育所等を離職した、又は保育所等に勤務したことがない方 ② 保育士として週20時間以上勤務し、2年以上継続して県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思を有する方
貸 付 額	就職準備金として20万円以内
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸与期間	1 回限り
返還免除	静岡県内の保育所等において保育士として2年間継続して児童の保護等に従事した場合は、返還を全額免除します。
返 還	① 返還期間は2年以内 ② 返還方法は、月賦、半年賦の均等払又は一括払

※内容は変更となる場合があります。
詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

④ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士に、子どもの預かり支援事業利用料金の一部を貸付することにより、継続勤務を支援する制度です。

対 象 者	未就学児を持ち、次の条件をすべて満たす保育士の方 ① 子どもが保育所等を利用している、もしくは利用することが決定している方 ② 静岡県内の保育所等に勤務している、もしくは勤務することが決定している方 ③ 2年以上継続して県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思を有する方
貸 付 額	ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業、その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額（年額12万3千円以内）
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸与期間	2年間を限度とする。
返還免除	静岡県内の保育所等において、2年間継続して児童の保護等に従事した場合は、返還を全額免除します。
返 還	① 返還期間は4年以内（貸付期間の2倍に相当する期間） ② 返還方法は、月賦、半年賦の均等払又は一括払

※内容は変更となる場合があります。
詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

< 保育士修学資金等貸付事業に関するお問い合わせ先 >

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課
〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 TEL:054-254-5244

精神保健福祉士

◇精神保健福祉士とは

精神保健福祉士の資格は、精神障がい者の社会参加と社会復帰を促進する目的で平成10年4月より創設された国家資格です。精神保健福祉士は、「精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者」とあります。平成24年4月からは法改正により地域生活支援の役割も明確化されています。

実質的内容として病院では、療養上の問題解決にむけて関係諸機関との連絡・調整を図ったり、患者・家族との面接を行い環境調整に努めたり、その人らしい生活を獲得できるよう援助を行っています。特に社会資源の活用を支援することは重要です。保健所においては、断酒会活動への援助、地域訪問活動、関係諸機関との連絡、社会資源の開拓、地域家族会などへの参画、その他講習会・啓蒙活動などがあります。

精神保健福祉士になるには何よりも「人間理解」が必要です。心理学や医学の基礎知識も必要ですが、あくまでも社会福祉の専門職です。

◇精神保健福祉士が活躍する場

精神保健福祉士は病院、診療所、精神保健福祉センター、保健所、障害福祉サービス等事業所、保護観察所など、公私の精神医療、精神保健福祉の領域において、ソーシャルワークを行う専門職です。

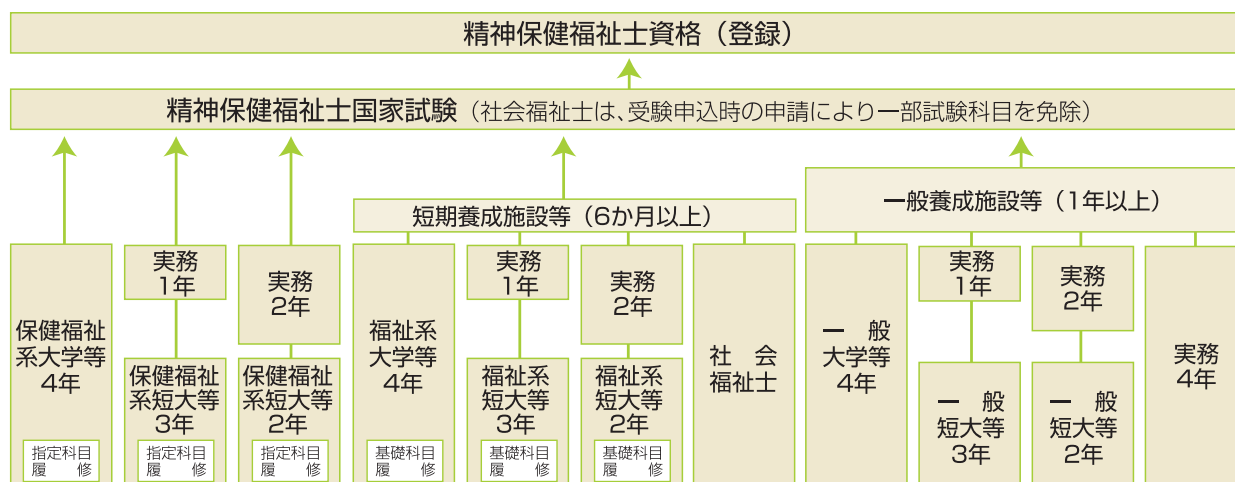
県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
静岡福祉大学	焼津市	054-623-7451	社会福祉学部 福祉心理学科4年	80名
聖隷クリストファー大学	浜松市	053-439-1401	社会福祉学部 社会福祉学科4年	40名

◇問い合わせ先

公益財団法人社会福祉振興・試験センター	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SENPOS ビル TEL 03-3486-7521 ホームページ https://www.sssc.or.jp/
公益社団法人日本精神保健福祉士協会	〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3 四谷オーキッドビル7F TEL 03-5366-3152 ホームページ https://www.jamhsw.or.jp/
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	〒108-0075 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館6階 TEL 03-5495-7242 ホームページ http://www.jaswe.jp/

◇一般的な資格取得コース



看護師・准看護師

看護の仕事は、科学的な知識や技術をもとに、人々の健康を守り、生活を豊かにする大切な仕事です。看護の職種には、保健師、助産師、看護師及び准看護師があります。保健師、助産師になるためには、看護師の資格が必要となります。

◇看護師・准看護師とは

看護師は、(厚生労働大臣の免許を受け)専門的な知識や技術によって患者の療養上の世話、医師の診療補助をすることが基本的な仕事です。

准看護師は、(都道府県知事の免許を受け)医師や看護師の指示を受けて看護の仕事をを行います。

◇看護師・准看護師が活躍する場

病院や診療所ばかりでなく、高齢者福祉施設・事業所をはじめ、身体障害者施設、知的障害者施設、障害児施設、乳児院、保育所など多くの福祉施設・事業所に広がっています。また訪問看護など、在宅ケアのニーズが増えていることや介護予防への取り組みなど、地域社会に広く展開されています。

◇看護師になるためには

看護師は、養成施設を卒業後、国家試験に合格することで看護師の免許が取得できます。

- ① 高校を卒業してから、大学(4年)、短期大学(3年)、養成所施設(3年)にすすむコース

県内養成施設(看護大学)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
順天堂大学	三 島 市	055-991-3111	保健看護学部4年	120名
静岡県立大学	静岡市駿河区	054-264-5007	看護学部4年	120名
常葉大学(静岡水落キャンパス)	静岡市葵区	054-263-1126	健康科学部看護学科4年	80名
浜松医科大学	浜松市東区	053-435-2205	医学部看護学科4年	60名
聖隷クリストファー大学	浜松市北区	053-439-1401	看護学部看護学科4年	150名
東都大学	沼 津 市	055-922-6688	沼津ヒューマンケア学部看護学科	100名

県内養成施設(看護師養成所3年課程)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
湘南医療大学附属下田看護専門学校	下 田 市	0558-25-2211	看護学科	40名
静岡医療センター附属静岡看護学校	駿東郡清水町	055-976-5455	看護学科	80名
静岡県立看護専門学校	駿東郡清水町	055-971-2135	看護1学科	80名
沼津市立看護専門学校	沼 津 市	055-951-3500	看護学科	30名
御殿場看護学校	御 殿 場 市	0550-84-5200	看護学科	32名
富士市立看護専門学校	富 士 市	0545-64-3131	看護学科	40名
JA静岡厚生連するが看護専門学校	富 士 市	0545-56-0550	看護学科	35名
静岡市立清水看護専門学校	静岡市清水区	054-336-1136	看護学科	40名
静岡市立静岡看護専門学校	静岡市駿河区	054-288-1230	看護学科	40名
静岡済生会看護専門学校	静岡市駿河区	054-285-5914	看護学科	40名
組合立静岡県中部看護専門学校	焼 津 市	054-629-4311	看護学科	40名
島田市立看護専門学校	島 田 市	0547-37-0987	看護学科	40名
東海アクシス看護専門学校	袋 井 市	0538-43-8111	看護学科	60名
浜松市立看護専門学校	浜松市中区	053-455-0891	看護学科	70名
静岡県厚生連看護専門学校	浜松市東区	053-434-5001	看護学科	40名
静岡医療科学専門学校	浜松市浜北区	053-585-1551	看護学科	40名

②准看護師の資格をもつ者が、看護短期大学(2年、高卒者に限る)、養成所(2年、定時制コース3年)にすすむコース

県内養成施設(看護師養成所2年課程)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
静岡県立看護専門学校	駿東郡清水町	055-971-2135	看護2学科	40名

③准看護師免許取得後7年以上の就業経験を有する者が、通信制(2～3年)にすすむコース

◇准看護師になるためには

准看護師は、准看護師養成所を卒業後、各都道府県が実施する試験に合格することで准看護師の免許が取得できます。

- ① 中学校卒業後、養成所で学ぶコース
- ② 中学校卒業後、高校衛生看護科(3年)で学ぶコース(静岡県内にはありません)

県内養成施設(准看護師)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
浜松市医師会看護高等専修学校	浜松市中区	053-452-6917	准看護学科2年	50名

◇看護師・准看護師試験科目

看護師／人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論、看護の統合と実践

准看護師／人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

◇問い合わせ先

○看護師等国家試験に関すること

厚生労働省医政局医事課試験免許室

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

TEL 03-5253-1111(代表)

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 資格・試験情報

○准看護師試験に関すること

静岡県健康福祉部医療局地域医療課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2407

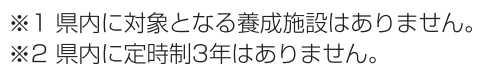


◇その他

●静岡県看護職員修学資金

看護系大学及び看護専門学校に在学し、卒業後県が定める医療施設において業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与する制度があります。

詳細は上記の 静岡県健康福祉部 医療局 地域医療課にお問い合わせください。



理学療法士

(PT = Physical Therapist)

◇理学療法士の資格とは

理学療法士は、身体に障がいのある人に、基本的動作能力の回復を図るための運動療法、物理療法等の理学療法を行い、事故や病気等で失われた運動機能を回復させ、日常生活動作(ADL)の改善を図り、最終的にはQOL(生活の質)の向上をめざします。最近では介護予防や健康増進、スポーツ等の分野においても活躍しています。

◇理学療法士が活躍する場

社会福祉の分野では、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害者支援施設、特別養護老人ホームのほか、医療保健の分野では病院やリハビリテーションセンター、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーションなど。

◇理学療法士になるためには

下記の理学療法士国家試験受験資格を有する者が国家試験に合格したのち、理学療法士免許が受けられます。

①養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格した者

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
常葉大学静岡水落キャンパス	静 岡 市	054-297-3200	健康科学部静岡理学療法学科4年	60名
聖隷クリストファー大学	浜 松 市	053-439-1400	リハビリテーション学部 理学療法学科4年	40名
常葉大学浜松キャンパス	浜 松 市	053-428-3511	保健医療学部 理学療法学科4年	40名
静岡東都医療専門学校	伊豆の国市	055-947-5311	理学療法学科4年	40名
専門学校中央医療健康大学校	静 岡 市	054-202-8700	理学療法学科4年	40名
専門学校富士リハビリテーション大学校	富 士 市	0545-55-3888	理学療法学科4年	40名
静岡医療科学専門学校	浜 松 市	053-585-1551	理学療法学科3年	60名

②外国の理学療法士に関する学校等を卒業、又は免許を取得した者で、①と同等以上の知識・技能があると厚生労働大臣が認めた者

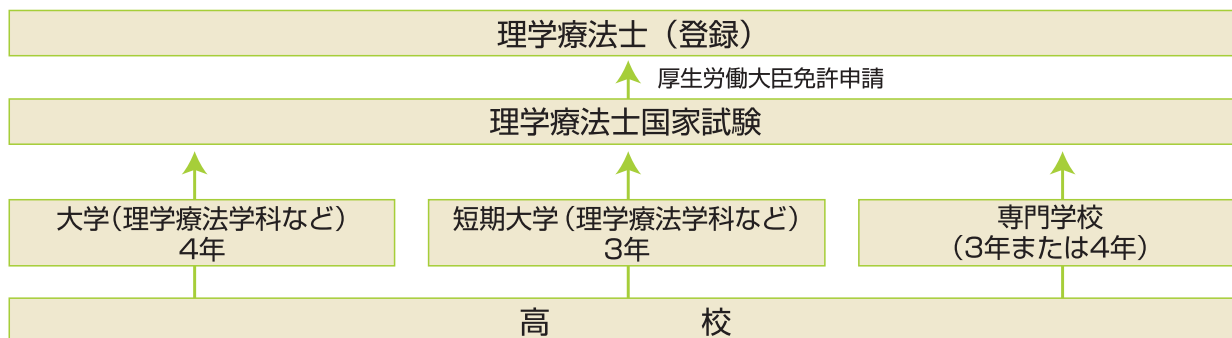
◇理学療法士国家試験科目

解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、臨床医学大要(人間発達学含む)、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論含む)、理学療法

◇問い合わせ先

- 免許や制度について
厚生労働省医政局医事課試験免許室
〒 100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
TEL 03-5253-1111
- 理学療法について
公益社団法人静岡県理学療法士会
〒 420-0853 静岡市葵区追手町10-203
新中町ビル2階
TEL 054-275-2985

◇一般的な資格取得コース



作業療法士

(OT = Occupational Therapist)

◇作業療法士とは

作業療法士は、身体あるいは精神に障害のある人、またはそれが予測される人に対し、日常生活に必要な応用的動作能力、社会的適応能力などの回復や維持を目的とした治療・指導・援助を行う、リハビリテーション専門職です。

◇作業療法士が活躍する場

社会福祉の分野では肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、精神障害者社会復帰施設、精神保健福祉センター、就労移行支援事業所、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等のほか、病院やリハビリテーションセンターなど。

◇作業療法士になるためには

下記の作業療法士国家試験受験資格を有する者が合格したのち、免許が受けられます。

作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得した者

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
聖隷クリストファー大学	浜 松 市	053-439-1401	リハビリテーション学部 作業療法学科4年	30名
常葉大学浜松キャンパス	浜 松 市	053-428-3511	保健医療学部 作業療法学科4年	40名
専門学校富士リハビリテーション大学校	富 士 市	0545-55-3888	作業療法学科4年	40名
静岡医療科学専門大学校	浜 松 市	053-585-1551	作業療法学科3年	30名

◇作業療法士国家試験科目

解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論含む)、臨床医学大要(人間発達学含む)、作業療法

◇問い合わせ先

厚生労働省医政局医事課試験免許室

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

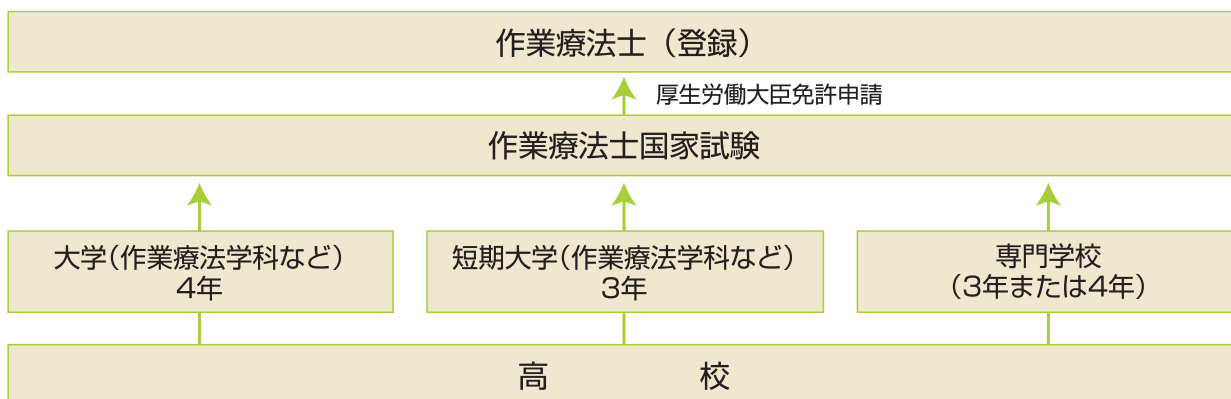
TEL 03-5253-1111

一般社団法人日本作業療法士協会

〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル

TEL 03-5826-7871

◇一般的な資格取得コース



言語聴覚士

(ST = Speech-language-hearing therapist)

◇言語聴覚士の資格とは

言語聴覚士は、何らかの原因で難聴、失語、言語発達遅滞など言語・聴覚の障がいをもつ人および摂食・嚥下に問題のある人に対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障がいの軽減を図る専門職で、国家資格です。

言語聴覚士はことばによるコミュニケーションに障がいがある方に専門的なサービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する仕事です。

言語聴覚士には、知識や技術にとどまらず、表現したくてもしづらい方々の思いを受け止めることの出来る豊かな人間性とそうした思いを上手に引き出す力が求められます。

◇言語聴覚士が活躍する場

リハビリテーション科、耳鼻咽喉科を中心とした病院・診療所などの医療施設、介護老人保健施設などの介護施設、児童発達支援センター・言語聴覚障害更生施設を中心とした福祉施設、保健所、特別支援学級などの教育機関でも今後活躍することが期待されています。

◇言語聴覚士になるためには

高校卒業後、大学、短大、養成所などで言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得します。

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
聖隷クリストファー大学	浜 松 市	053-439-1401	リハビリテーション学部 言語聴覚学科	25名

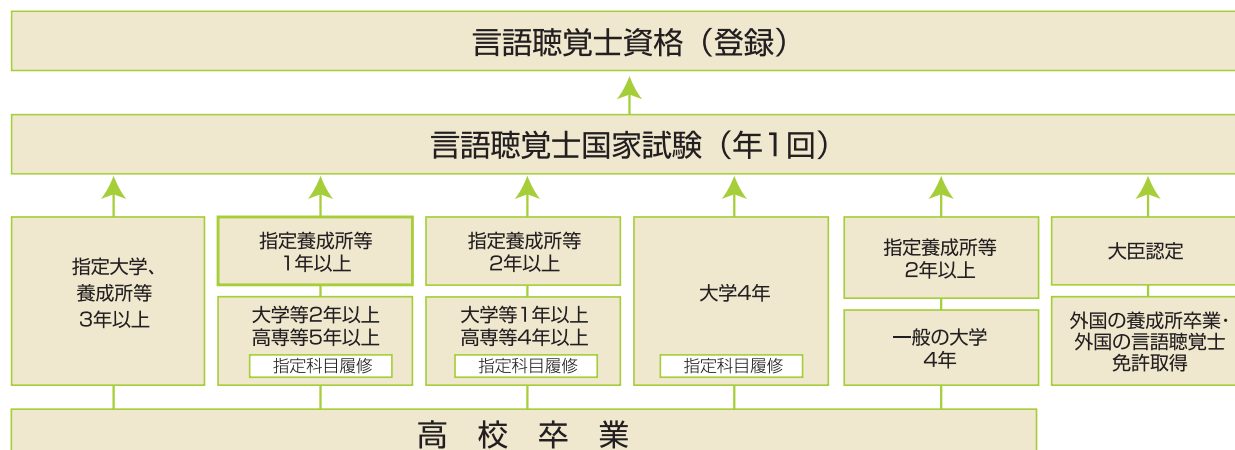
◇言語聴覚士国家試験科目

基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学

◇問い合わせ先

公益財団法人医療研修推進財団
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11
西新橋光和ビル 7 階
TEL 03-3501-6592
一般社団法人日本言語聴覚士協会
〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-29
アクロポリス東京 9 階
FAX 03-6280-7629
ホームページ <https://www.japanslht.or.jp>

◇一般的な資格取得コース



歯科衛生士

◇歯科衛生士の資格とは

歯・口腔は「自分の歯でおいしく食べる」、「楽しく会話する」など、人々の健康な生活を支えるために大切な役割を果たしています。歯科衛生士は、その大切な歯・口腔を守るスペシャリストです。近年、「歯・口腔の健康と全身の健康の関係」が明らかになり、歯科衛生士への期待は高まっています。

以前、歯科衛生士は女性のみの資格だったため、有資格者のほとんどが女性ですが、現在は男性にも資格が認められ、男性歯科衛生士も少しずつ増えています。

歯科衛生士は国家資格の専門職です。歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図る（歯科衛生士法第1条）ことを目的として、次の三つの業務、歯科予防処置・歯科診療の補助・歯科保健指導を行うことが法律に定められており、それぞれに専門性の高い知識・技術を必要とします。

＊歯科衛生士と歯科助手の違い

歯科助手と呼ばれる職種は、歯科のチーム医療の大切な一員ですが、国家資格のような公の資格はなく、直接患者の口腔に触れて行う歯科の医療行為に当たる業務はできません。

◇歯科衛生士が活躍する場

医療、保健、介護、福祉、教育などの多様な現場で活躍しています。働く歯科衛生士の9割は、歯科診療所の所属です。その他、病院（歯科口腔外科等）、要介護者や障害者の施設、県や市町村の保健所・保健福祉センター、歯科医師会、歯科衛生士養成施設（専門学校、短期大学、大学）、歯科関連企業などに所属しています。

歯科診療所の勤務者では、診療所内業務に限らず、通院困難な患者のご自宅や施設を訪問し、歯科予防処置や口腔ケア等の訪問業務を行う歯科衛生士も増えてきました。

◇歯科衛生士になるためには

高等学校を卒業後、歯科衛生士養成施設（専門学校、短期大学、大学）において、歯科衛生士として求められる知識や技術を学びます。教育年限は3年以上（専門学校、短期大学は3年課程、大学は4年課程）です。卒業すると国家試験（歯科衛生士国家試験）の受験資格が得られます。国家試験の合格者は歯科衛生士の免許登録を行い、歯科衛生士免許証が交付されると歯科衛生士として働くことができます。

県内養成施設（2022年学生募集要項より）

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
中央歯科衛生士調理製菓専門学校 歯科衛生学科	三 島 市	055-971-1895	昼間 3年制	32名
専門学校中央医療健康大学校 歯科衛生学科	静 岡 市	054-202-8700	昼間 3年制	35名
静岡県立大学短期大学部 歯科衛生学科	静 岡 市	054-202-2600	昼間 3年制	40名
静岡歯科衛生士専門学校 歯科衛生学科	磐 田 市	0538-39-1818	夜間 3年制	40名
東海歯科衛生士専門学校 歯科衛生士科	浜 松 市	053-413-2006	昼間 3年制	40名
浜松歯科衛生士専門学校 歯科衛生士科	浜 松 市	053-454-1030	昼間 3年制（女子）	44名

◇歯科衛生士国家試験科目

人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論並びに歯科診療補助論。

◇問い合わせ先

国家試験の問い合わせ先

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

歯科医師会館内

TEL:03-3262-3381 FAX:03-3262-2179

<http://www.dc-training.or.jp/>

歯科衛生士について

特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会

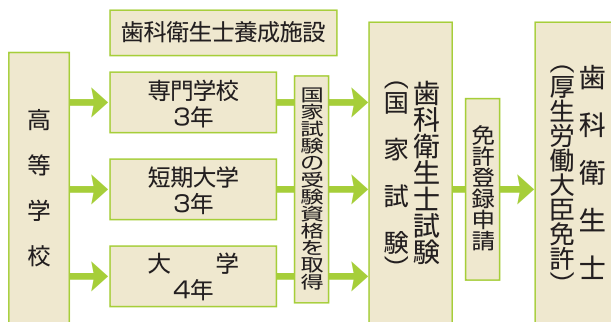
〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金三丁目3番10号

静岡県歯科医師会館3F

TEL/FAX : 054-281-3081

e-mail:info@sdha.jp <http://www.sdha.jp>

◇一般的な資格取得コース



視能訓練士

◇視能訓練士とは

視能訓練士は「視能、視る能力」を守る医療専門職です。1971年に国家資格として法制化されました。視能訓練士の主な業務は大きく4つに分類されます。

- 1 視能矯正：弱視や斜視などの両眼視機能障がいに対する視能検査や視能訓練を行います。
- 2 視能検査：多様な眼科検査を幅広く担い、医師の診断や治療に必要なデータを提供します。
- 3 健診(検診)：3歳児健康診査や生活習慣病検診等に参加し、眼疾患の早期発見に貢献します。
- 4 ロービジョンケア：視覚障がいがあり日常生活に支障をきたしている人に対し視覚補助具の選定等を行い生活の質の改善を支援します。

◇視能訓練士が活躍する場

多くが、病院・眼科クリニックなどの医療機関です。
その他、リハビリテーションセンター、養成校の教員などとして勤務しています。

◇視能訓練士になるためには

所定の養成施設で視能訓練士として必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格することが必要です。

高校卒業の場合は3年制以上、大学・短期大学又は看護師や保育士の養成校で指定科目を履修して卒業した場合には1年制以上の学校で学ぶ必要があります。

県内及び近隣都県養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
静岡福祉医療専門学校視能訓練士学科	静岡市	054-280-0173	昼間3年制（専門・短大卒業以上）	24名
東京医薬専門学校視能訓練士科	東京都	0120-06-1610	昼間3年制 昼間1年制（短大卒業以上）	30名 40名
帝京大学医療技術学部視能矯正学科	東京都	0120-123-361 (資料請求センター)	昼間4年制	100名
北里大学医療衛生学部リハビリテーション学科 視覚機能療法学専攻	神奈川県	042-778-9760	昼間4年制 (編入制度有詳しくはホームページ参照)	28名
平成医療短期大学リハビリテーション学科 視機能療法学専攻	岐阜県	058-234-3324	昼間3年制	40名
名古屋医専 視能療法学科	愛知県	052-582-3000	昼間4年制	20名 20名
愛知淑徳大学健康医療科学部医療貢献 学科視覚科学専攻	愛知県	052-781-7084 (入試広報室)	昼間4年制	40名

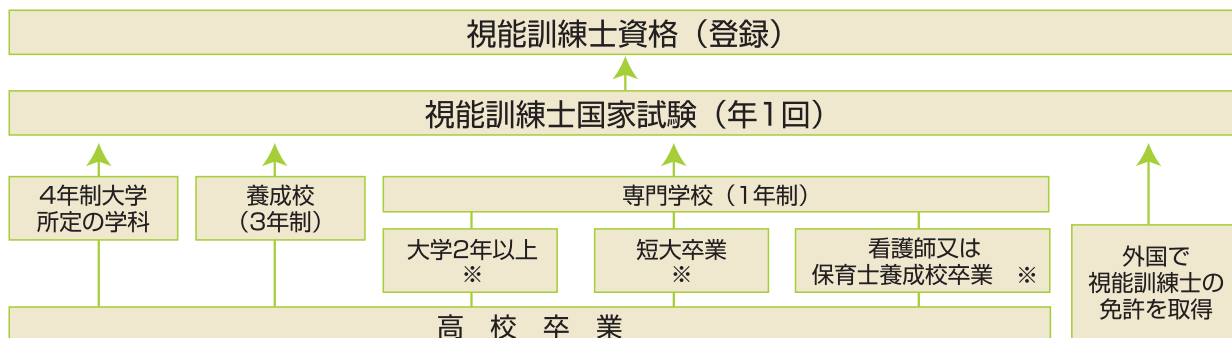
◇視能訓練士国家試験科目

基礎医学大要、基礎視能矯正学、
視能検査学、視能障害学及び視能訓練

◇問い合わせ先

公益社団法人日本視能訓練士協会
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-8-5 新神田ビル 2 階
TEL 03-5209-5251 URL <https://www.jaco.or.jp>
厚生労働省医政局医事課試験免許室
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
TEL 03-5253-1111(代)

◇一般的な資格取得コース



※厚生労働大臣の指定する科目を修めた者

義肢装具士

◇義肢装具士の資格とは

義肢装具士は、何らかの障がいで失った手足の機能の代わりをする義肢、コルセットなどの治療を目的にした装具を製作し、利用者が日常生活を送るうえで必要な機能を補完し、社会復帰を促進するリハビリテーションを行う専門職で国家資格です。

リハビリテーション医療の普及や、医学、工学の急速な進歩により、義肢装具の開発・製作も大きく変化し、高い専門性が求められています。

素材や設計、デザインなどの知識・技術、整形外科やリハビリテーションなどの基礎知識も必要になります。

◇義肢装具士が活躍する場

多くの義肢装具士は義肢装具の製作会社に所属しており、病院、リハビリテーション施設、肢体不自由児施設などに出向いて利用者の相談にのり、医師の処方のもとに義肢装具製作のための設計、製作、更に適合などのアフターケアも行います。

◇義肢装具士になるためには

義肢装具士の資格を取得するためには、厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成校において3年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得し、義肢装具士国家試験に合格する必要があります。

近隣県の養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス
新潟医療福祉大学 義肢装具自立支援学科	新 潟 県	025-257-4455	4年
国立障害者リハビリテーションセンター学院 義肢装具学科	埼 玉 県	042-995-3100	昼間3年コース
人間総合科学大学 保健医療学部リハビリテーション学科 義肢装具専攻	埼 玉 県	048-749-6111	4年
西武学園医学技術専門学校 義肢装具学科	東 京 都	03-3360-6217	昼間3年コース
日本聴能言語福祉学院 義肢装具学科	愛 知 県	052-482-8788	昼間3年コース

※定員につきましては、各養成校にお問い合わせください。

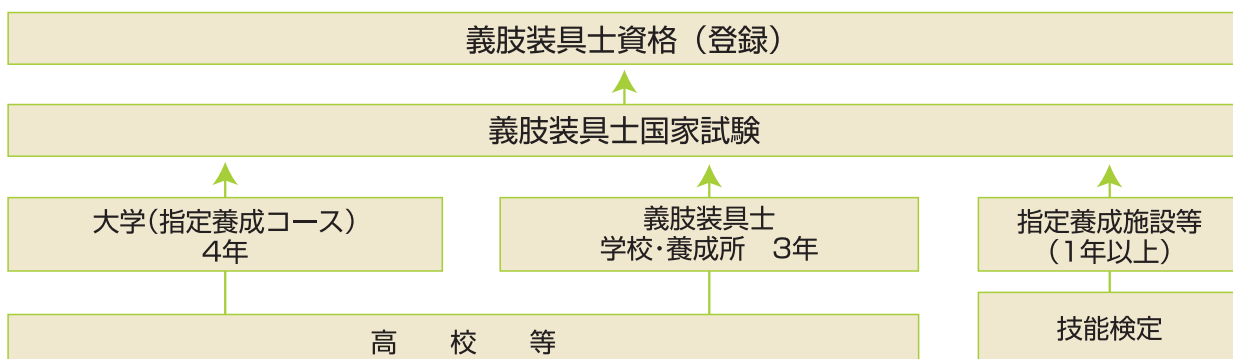
◇義肢装具士国家試験科目

臨床医学大要(臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。)、義肢装具工学(図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学及びリハビリテーション工学)、義肢装具材料学(義肢装具材料力学含む。)、義肢装具生体力学、義肢装具採型・採寸学及び義肢装具適合学

◇問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1
セントラルプラザ 4 階
TEL 03-3266-6882

◇資格取得コース



管理栄養士・栄養士

◇管理栄養士・栄養士とは

管理栄養士は厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理、これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする専門職です。

栄養士は都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする専門職です。

◇管理栄養士・栄養士が活躍する場

医療施設(病院等)、福祉施設(特別養護老人ホーム、保育所等)、学校(小・中学校等)、事業所、行政(保健所・市町保健センター等)など。

◇管理栄養士・栄養士になるためには

管理栄養士免許を取得できる者

管理栄養士国家試験受験資格を有する者が合格すると免許が取得できる。

栄養士免許を取得できる者

栄養士養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者

県内養成施設(管理栄養士)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
静岡県立大学	静岡市	054-264-5008	食品栄養科学部栄養生命科学科4年	25名
常葉大学	浜松市	053-428-3511	健康プロデュース学部健康栄養学科4年	80名

県内養成施設(栄養士)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
日本大学短期大学部	三島市	055-980-0802	食物栄養学科2年	100名
静岡英和学院大学短期大学部	静岡市	054-261-9201	食物栄養学科2年	80名

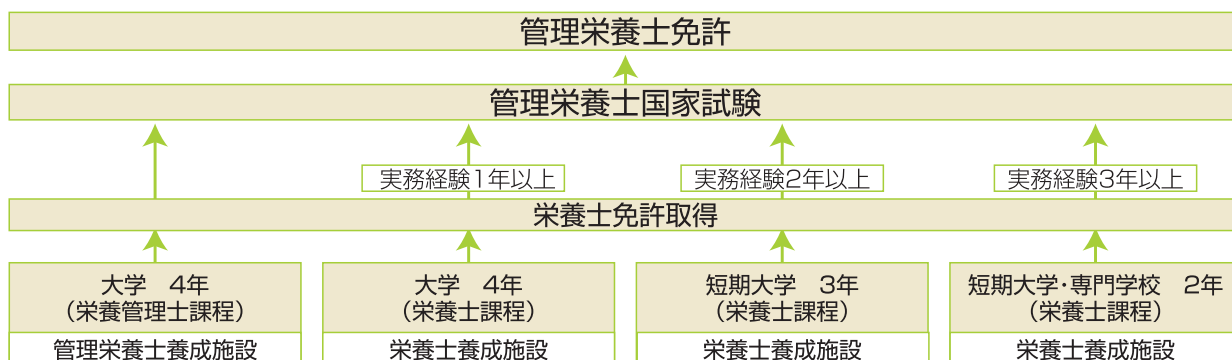
◇管理栄養士国家試験科目

社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

◇問い合わせ先

厚生労働省健康局健康課栄養指導室
管理栄養士国家試験担当
TEL 03-3595-2440
ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>
静岡県健康福祉部健康局健康増進課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-2779

◇一般的な資格取得コース



注) 夜間の学校や通信教育では、栄養士免許を取得することはできません。

臨床心理士

◇臨床心理士の資格とは

臨床心理士はこころの問題や悩みを解決するために、臨床的な心理学の技法を用い心理療法を行う専門資格です。心理に携わる専門職は、所属する職場によって心理相談員、心理カウンセラー、心理判定員などと呼ばれていますが、臨床心理士はこれらの専門職を日本臨床心理士資格認定協会が認定試験をもって認定する資格です。また、この資格は終身のものではなく5年ごとの更新が必要です。

臨床心理士の資格認定制度が確立され、39,576名(2022年4月)の有資格者が生まれ、それぞれ活躍しています。これは「こころの専門家」を受け入れようとする社会的ニーズがいかに高いかということを物語っています。

特にこれからは管理体制の高度化、国全体の都市化、産業構造の変化など「こころの健康」を維持していくには厳しい状況になることが予想され、ストレス社会と呼ばれる現代、臨床心理士の社会的な役割はますます大きくなっていきます。

◇臨床心理士が活躍する場

心理に携わる専門職は、病院、精神保健福祉センターなどの医療機関や、児童相談所、少年鑑別所などの行政機関、社会福祉施設では情緒短期障害児施設、企業の診療所の他に公共職業安定所(ハローワーク)、障害者職業センターなどさまざまな場で活躍しています。

◇臨床心理士になるためには

臨床心理士になるには、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の資格試験に合格することが必須要件となります。ただし、資格試験を受けるためには、あらかじめ臨床心理士養成に関する指定大学院または専門職大学院の修了を基本モデルとする“受験資格”の取得者が対象となります。

◇試験科目

●受験資格基準

臨床心理士の認定試験を受けるには、公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会が定めた以下7種の受験資格基準のいずれかに該当し、かつ、これらに関する所定の必要証明資料を提出できることが条件となっています。

1. 本協会が認可する第1種指定大学院(修了時の心理臨床経験不要)を修了し、受験資格取得のための所定条件を充足している者……(「新1種指定校」という)
2. 本協会が認可する第1種指定大学院を修了し、修了後1年以上の心理臨床経験を含む受験資格取得のための所定条件を充足している者……(「旧1種指定校」という)
3. 本協会が認可する第2種指定大学院を修了し、修了後1年以上の心理臨床経験を含む受験資格取得のための所定条件を充足している者……(「新2種指定校」という)
4. 本協会が認可する第2種指定大学院を修了し、修了後2年以上の心理臨床経験を含む受験資格取得のための所定条件を充足している者……(「旧2種指定校」という)
5. 学校教育法に基づく大学院において、臨床心理学またはそれに準ずる心理臨床に関する分野を専攻する専門職学位課程を修了した者……(「専門職大学院」という)
6. 諸外国で上記1.または3.のいずれかと同等以上の教育歴および日本国内における2年以上の心理臨床経験を有する者
7. 医師免許取得者で、取得後2年以上の心理臨床経験を有する者

※「心理臨床経験」等の詳細については、公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会にお問い合わせ下さい。

◇問い合わせ先

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-10-5 湯島D&Aビル 3階 TEL 03-3817-0020

ホームページ <http://fjcbcp.or.jp/>

公認心理師

◇公認心理師の資格とは

公認心理師とは、保健医療、福祉、教育その他の分野において心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する支援を要する人やその周辺の人の相談、助言、援助を行う心理専門職の国家資格です。心の健康に関する知識の普及を図るための教育や情報提供も業務として位置付けられています。2017年に公認心理師法が施行され新たに、誕生した心理に関わる唯一の国家資格です。

◇公認心理師が活躍する場

病院や精神保健福祉センター（医療・保健）、学校や教育センター（教育）、児童相談所や福祉施設（福祉）、刑務所や警察関係（司法・犯罪）、企業内の相談室や職業相談所（産業・労働）等、さまざまな分野で心理的支援を行っています。

◇公認心理師になるためには

公認心理師養成の4年生大学において必要な科目を修めて卒業した後、養成大学院へ進学し2年間で必要科目を修める、あるいは指定された施設（現在全国で9か所（2023年1月26日現在）※、静岡県では「医療法人社団至空会メンタルクリニック・ダダ」が指定施設として認定を受けています。）で2年以上（標準3年）の実務経験を積むことで国家試験受験資格を取得できます。

※資格取得のルートについては、「一般財団法人日本心理研修センター」のホームページをご参照ください。

＊なお、区分C、特別措置として区分D～Gまでの受験資格認定ルートが設定されていましたが、特例措置が、2022年9月14日に終了しました。そのため、第6回以降の公認心理師試験は区分Gで受験することはできません。（2023年1月26日現在）



◇公認心理師国家試験科目

公認心理師として具有すべき知識及び技能

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
静岡大学 静岡大学大学院	静岡市	054-238-4267	大 学：人文社会科学部 社会学科 大学院：人文社会科学研究科	学 部60名 大学院11名
常葉大学 常葉大学大学院	静岡市 浜松市	054-263-1126	大 学：教育学部 心理教育学科 大学院：健康科学研究科	学 部80名 大学院10名
静岡英和学院大学	静岡市	054-261-9322	人間社会学部 人間社会学科、 コミュニティ福祉学科	130名 80名
静岡福祉大学	焼津市	054-623-7451	社会福祉学部 福祉心理学科	100名

◇国家試験の受験や登録について

一般財団法人日本心理研修センター
〒112-0006 東京都文京区小日向 4丁目 5-16
TEL 03-6912-2655（平日10:00～17:00）
ツインヒルズ茗荷谷10階 <http://shinri-kenshu.jp/>

◇問い合わせ先

静岡県公認心理師協会（旧：静岡県臨床心理士会）
〒420-0068 静岡市葵区田町 1-70-1
静岡県青少年会館内
TEL・FAX 054-221-7115
<http://ccp-shizuoka.main.jp/index.html>

医療ソーシャルワーカー

(MSW = Medical Social Worker)

◇医療ソーシャルワーカーとは

医療ソーシャルワーカー(MSW)の役割は、保健・医療問題、患者・家族の心理・社会的問題に対して相談に応じたり、専門的な技術を用いて援助することにあります。他方、関係諸機関や所属する機関内の職員との連携・調整に務め、その解決を図る社会福祉の専門職です。

業務については、病院・施設の目的、機能、方針などにより一定ではありませんが、2002年に厚生労働省が提示した「医療ソーシャルワーカー業務方針」によれば、心理的・社会的問題の解決調整援助や退院援助など6つの業務を示しています。

対象者のニーズに沿った相談活動のためには、ある程度の病気や治療、リハビリテーションなどの医学的な知識が求められることもありますが、ソーシャルワーカーとしての技術や知識が基本となります。

◇医療ソーシャルワーカーが活躍する場

MSWの多くは病院などの入院や入所を扱う機関・施設で働いていますが、近年は、入院設備を持たない診療所や相談機関などにも活躍の場が広がっています。また、病院の中においても、退院支援業務などの個別支援以外にも患者サービスの向上につながる活動や地域医療のネットワークづくりなどを中心に活躍するMSWも出てくるようになりました。近年では、地域包括ケアシステムの構築のためにいろいろな機関と連携して活動することが期待されていますし、高齢者(介護)分野だけでなく、子どもや障がいを持った方への支援などいろいろな分野で幅広いソーシャルワークの技術や活動が求められています。

◇医療ソーシャルワーカーになるためには

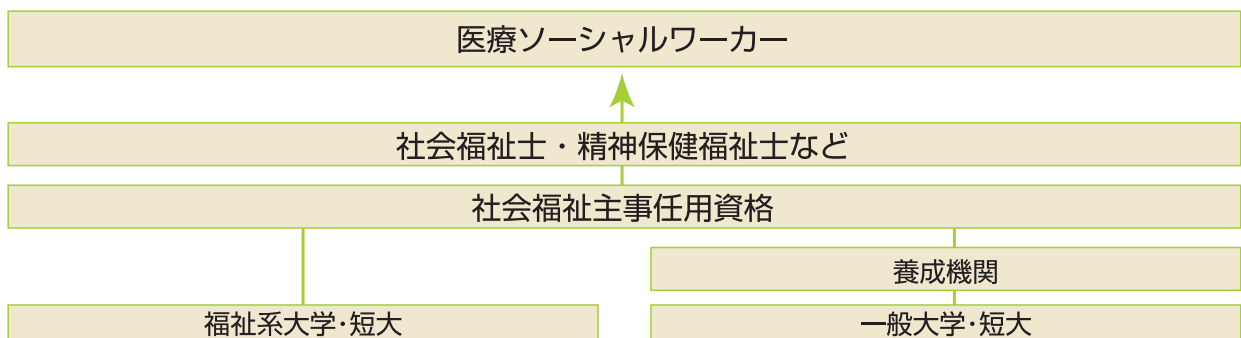
医療ソーシャルワーカー(MSW)という資格はありませんが、多くのMSWはソーシャルワーカーとしての基礎資格として「社会福祉士」を取得しています。病院での退院支援業務や回復期リハビリテーション病棟の診療報酬上の基準について「社会福祉士」の配置が位置づけられたため、「社会福祉士」を採用の要件とする機関が増えています。また、超高齢化が進み退院支援が必要な患者さんが増えていることから、それに対応するために採用数が増加しています。以前は新卒採用が中心でしたが、社会福祉、介護施設での経験者や高齢者の募集も出ていることもありますので常に情報収集されると良いと思います。

◇問い合わせ先

公益社団法人 日本医療社会福祉協会
〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-20
四谷ヂンゴビル 2F
TEL 03-5366-1057

静岡県医療ソーシャルワーカー協会事務局
〒420-8623 静岡市葵区北番町 23 番地
静岡厚生病院内
TEL 054-271-7177

◇一般的な資格取得コース



社会福祉主事任用資格

◇社会福祉主事任用資格とは

わが国の社会福祉の近代化は終戦間もない昭和25年がスタートといわれています。この年、生活保護法に代表される福祉三法が成立し、併せて福祉の仕事に従事する公務員に対し社会福祉主事任用資格が制定されました。

この資格の制定の背景には、社会福祉が国民生活に直結した重要テーマであると同時に、福祉の分野に携わる公務員の専門性を保障するという社会的要請が挙げられます。

こうした精神に基づいて、社会福祉主事任用資格は当初、都道府県に設置された福祉事務所の職員の配属や採用の基準として用いられてきました。

しかしその後、福祉事務所などに勤務する公務員(ケースワーカー)だけの資格ではなく、高齢者福祉施設や障害者福祉施設などの社会福祉施設や社会福祉協議会などの職員採用の基準にも準用されるようになり、広く位置づけられています。

◇社会福祉主事が活躍する場

福祉事務所や児童相談所など行政機関のケースワーカー、社会福祉施設の指導員・相談員、社会福祉協議会の福祉活動専門員などです。

◇社会福祉主事任用資格をとるには

社会福祉主事任用資格は、①大学や短期大学で社会福祉関係の指定科目を3科目以上履修し卒業するか、②社会福祉主事の養成校(都道府県知事指定の専門学校)を卒業すれば、取得できます。

社会福祉士の受験資格が取得できる福祉系の大学、短期大学でも、条件が重なるため社会福祉主事任用資格が取得できることとなります。

任用資格取得証明は決まった書類がなく、任命権者(地方自治体)や求人事業者の求める書類を提出します。大学等の発行する履修証明書等で資格を確認することになります。

◇指定科目

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち3科目以上

県内養成施設(社会福祉主事任用資格)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定 員
静岡福祉医療専門学校	静岡市	054-280-0173	総合福祉学科3年	32名(卒業時に取得)

※通信教育を利用して、資格を取得することができます。(1年間の通信課程)

福祉系大学等を卒業していない民間社会福祉施設職員や、社会福祉協議会と福祉団体職員の方を対象とした全国社会福祉協議会中央福祉学院(ロフォス湘南)社会福祉主事資格認定通信課程(TEL 046-858-1355)、学校法人日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程(TEL 042-496-3207)があります。ただし、社会福祉事業に従事している職員が対象となります。



児童指導員任用資格

◇児童指導員任用資格とは

家庭の事情や障がいなどのため、児童福祉施設での生活を送っている0～18歳までの児童を親など保護者に代わり、健全に成長するように指導します。

施設の種類や規模、児童指導員の配置人数、子どもたちの年齢などによって仕事内容は多少異なりますが、一般的には子どもたちに、洗面、食事、衣服の着脱、排せつなど生活習慣を身につけさせるための援助やスポーツなどのグループ活動を通して社会のルールやマナーを学ばせるための指導を行っています。

また、これらを実行するための指導・育成計画の企画立案や施設内の調整・保護者、学校、児童相談所との連絡業務なども大事な仕事のひとつです。実際の仕事を行うなかでは、保育士との役割が明確には分けられないため、保育士と協力して子どもたちの指導にあたることが少なくありません。

なお、知的障がい児や肢体不自由児が入所している児童福祉施設では、それぞれの施設の性格に応じた専門的知識・技術が求められます。

◇児童指導員が活躍する場

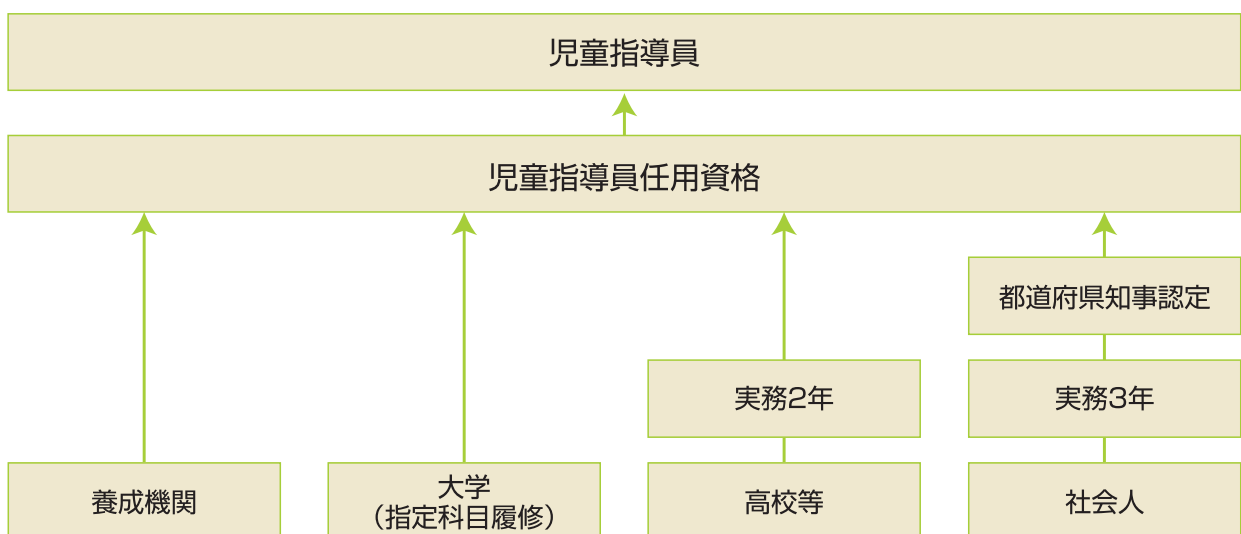
児童養護施設や障がい児の施設(入所・通所)、母子生活支援施設などが主な職場です。

その他、福祉事務所や学校関係におけるケースワーカーとしての採用などがあります。

◇児童指導員任用資格をとるには

- ① 都道府県知事指定の児童指導員養成校を卒業した者
- ② 大学(短期大学を除く)において社会福祉学、心理学、教育学又は社会学等を修めて卒業した者
- ③ 高校等卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した者(現職者を対象とするもので、これから就職する人にはほとんど適用されません)
- ④ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は、中等教育学校、高等学校のいずれかの教諭の免許状を取得した者(都道府県知事認定)
- ⑤ 3年以上児童福祉事業に従事した者(都道府県知事認定)

◇一般的な資格取得コース



手話通訳士

◇手話通訳士の資格とは

手話通訳士は、手話の技術によって健聴者(耳が聞こえる人)と聴覚障がい者のコミュニケーションを援助する手話通訳者の公的な資格(厚生労働大臣公認)で、手話通訳の専門的な知識と技術を社会的に保障するために制度化されたものです。

手話通訳士は業務独占資格ではないため、手話通訳士の資格がなくとも、公益社団法人静岡県聴覚障害者協会が行う手話通訳者登録試験に合格すれば、県内で手話通訳者として活動することが出来ます。

令和3年6月1日現在、県内には265名(手話通訳士70名を含む)の手話通訳者がいます。

手話通訳士(者)は聴覚障がい者の生活や人権を守り、社会への完全な参加を可能にするという役割が求められています。

◇手話通訳士(者)が活躍する場

手話通訳士(者)が活躍する場は、行政機関や企業、病院、聴覚・言語障害者施設などがあります。コミュニケーションに係る仕事ですので活躍先は広域になります。病院や銀行、役所、学校など、聴覚障がい者に同行し通訳を行ったり、会議や講演会、大会などでの通訳、また手話の講習会や教室の講師を務めるのも仕事のひとつです。

◇手話通訳士になるためには

●手話や聴覚障がいについて学ぶには

市町村などで開催している「手話奉仕員養成講座」の受講や地域の「手話サークル」で手話や聴覚障がい者の生活などを学ぶことができます。

手話通訳士(者)として活動する場合、地域の聴覚障がい者と信頼関係を築くことが重要となります。そのような関係を築くためにも、聴覚障がい者が参加する「手話サークル」で活動することは大切です。

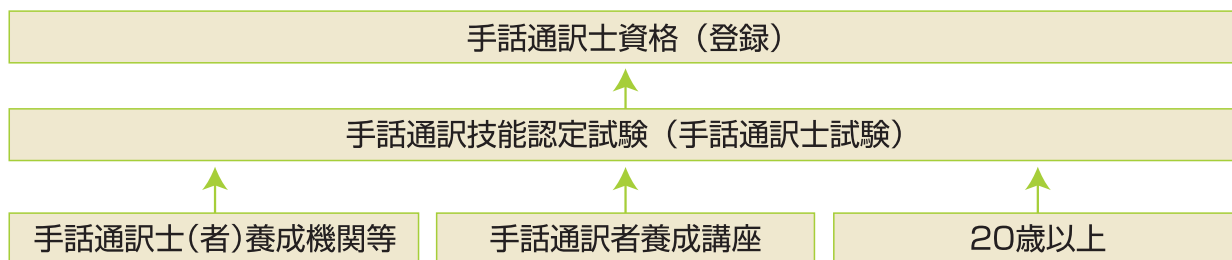
●手話通訳者になるには

まず、県が開催する「手話通訳者養成講座」を受講し基本的な技術と知識を身につけます。講座を修了すると、公益社団法人静岡県聴覚障害者協会が行う「手話通訳者登録試験」の受験資格が得られ、合格すると手話通訳者として活動することができます。

●手話通訳士になるには

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する「手話通訳士試験」(厚生労働大臣公認)に合格することが必要です。受験資格は20歳以上です。

◇一般的な資格取得コース



全国の主な養成施設

名 称	所在地	電 話
国立障害者リハビリテーションセンター学院	埼玉県	04-2995-3100
国立大学法人 群馬大学	群馬県	027-220-7157

◇問い合わせ先

社会福祉法人
聴力障害者情報文化センター
公益支援部門
〒153-0053
東京都目黒区五本木1丁目8番3号
TEL 03-6833-5003

盲導犬訓練士

◇盲導犬訓練士の資格とは

盲導犬(視覚障害者が社会生活を送るうえで重要な、外出の際の歩行を支える)の法律上の位置づけは、道路交通法施行令第8条第2項によって国家公安委員会が指定する「盲導犬の訓練を目的とする法人」で盲導犬として訓練された犬、または盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬のことです。

盲導犬訓練士はこの規定によって指定された法人(盲導犬訓練施設。全国で11法人が指定を受けている)に所属して盲導犬の訓練にあたる者に与えられる資格です。(個人に対して与えられる資格ではなく、盲導犬訓練施設に採用されることが必要です)

◇盲導犬訓練士になるためには

現状では盲導犬訓練士の公的な資格はなく、盲導犬訓練士になるためには、盲導犬訓練施設に実習生又は研修生などとして採用され、各施設が定める期間の養成を受けます。採用条件(学歴、年齢等)は施設によって異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

◇問い合わせ先

公益財団法人	日本盲導犬協会 〒223-0056 神奈川県横浜市港北区新吉田町 6001-9	TEL 045-590-1595
公益財団法人	北海道盲導犬協会 〒005-0030 北海道札幌市南区南 30 条西 8-1-1	TEL 011-582-8222
公益財団法人	東日本盲導犬協会 〒321-0342 栃木県宇都宮市福岡町 1285	TEL 028-652-3883
社会福祉法人	中部盲導犬協会 〒455-0066 愛知県名古屋市港区寛政町 3-41-1	TEL 052-661-3111
公益財団法人	関西盲導犬協会 〒621-0027 京都府亀岡市曾我部町犬飼末ヶ谷 18-2	TEL 0771-24-0323
社会福祉法人	日本ライトハウス 〒538-0042 大阪府大阪市鶴見区今津中 2-4-37	TEL 06-6961-5521
社会福祉法人	兵庫盲導犬協会 〒651-2212 兵庫県神戸市西区押部谷町押部 24	TEL 078-995-3481
公益財団法人	九州盲導犬協会 〒819-1122 福岡県糸島市東 702 番地 1	TEL 092-324-3169
公益財団法人	日本補助犬協会 〒241-0811 神奈川県横浜市旭区矢指町1954-1	TEL 045-951-9221
公益財団法人	アイメイト協会 〒177-0051 東京都練馬区関町北5-8-7	TEL 03-3920-6162
一般財団法人	いばらき盲導犬協会 〒312-0052 茨城県ひたちなか市東石川3610-10	TEL 029-275-3122



調理師

◇調理師の資格とは

調理師という名称は、昭和33年に調理師法が制定された時に生まれました。この法律の第2条によれば「調理師とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者をいう。」とあります。つまり資格がなくても、調理を仕事にすることができますが、調理師と名乗ることはできないのです。実際に調理師法の制定当時は、資格の有無ではなく、腕のよさで仕事に就くことが容易にできました。しかし現在では資格をもつことが料理人としての必須条件になっています。

◇仕事の内容

適切な食事は、疾病の予防、そして治療や健康増進に役立っています。また、食べることは、すべての人にとって大きな喜びです。

福祉の現場で働く調理師は、病院、老人福祉施設、障がい者施設などの患者や利用者に、この大きな喜びを提供しています。飲食店で働く調理師と違う点は、献立は栄養士が考えるということと、対象者のニーズに合わせて、和・洋・中のジャンルを超えた幅広いレパートリーが要求されることです。

◇調理師になるためには

●調理師養成施設に入学

都道府県知事により調理師養成施設として認められている学校で、卒業と同時に調理師免許が取得できます。その種類は、高等学校の調理師科、短期大学の別科、そして、もっとも多数を占める専門学校です。調理の知識と技術を理論的な裏づけをもって修得できるほか、和・洋・中の一通りのことが学べるメリットがあります。

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
中央歯科衛生士調理製菓専門学校	三島市	055-971-1833	調理製菓総合学科 2年	50名
富士調理技術専門学校	富士市	0545-62-0077	専門課程調理師科 1年 高等課程調理師科 3年	40名 40名
川口調理師専門学校	静岡市	054-366-1898	専門課程調理師科 1年 高等課程調理師科 1年	40名 40名
中央調理製菓専門学校静岡校	静岡市	054-251-0654	上級調理経営学科 2年 調理師科 1年	80名 40名
中遠調理師専門学校	御前崎市	0537-86-2047	専門課程調理科 2年 高等課程調理科 3年 一般課程調理科 1.5年	20名 40名 40名
浜松調理菓子専門学校	浜松市	053-452-0025	調理師科 1年 調理師本科 2年 調理師科夜間部 2年	20名 40名 40名
東海調理製菓専門学校	浜松市	053-413-2005	調理技術科 2年 調理師科 1年	110名 40名
藤枝順心高等学校	藤枝市	054-635-1311	調理栄養科 3年	40名

●実務経験を積んで調理師試験を受験

給食施設、飲食店などで、2年以上の調理経験を積んで受験資格を得ます。一時でも早く調理の現場に立ちたいという人に適しています。

◇調理師試験科目

公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

◇問い合わせ先

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-2446

◇一般的な資格取得コース

